

平成 22 年第 2 回佐渡市議会定例会会議録（第 8 号）

平成 22 年 3 月 24 日（水曜日）

議 事 日 程 （第 8 号）

平成 22 年 3 月 24 日（水）午後 2 時 00 分開議

第 1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第 6 号から議案第 12 号まで、議案第 27 号から議案第 31 号まで、議案第 48 号から議案第 52 号まで、議案第 69 号、議案第 76 号、議案第 77 号、議案第 80 号から議案第 84 号まで、議案第 91 号から議案第 94 号まで、継続審査中の平成 21 年請願第 6 号、請願第 5 号、陳情第 3 号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第 13 号から議案第 18 号まで、議案第 34 号、議案第 39 号から議案第 43 号まで、議案第 70 号から議案第 73 号まで、議案第 78 号、議案第 79 号、議案第 85 号、議案第 95 号、請願第 1 号、陳情第 1 号、陳情第 2 号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第 19 号から議案第 26 号まで、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 35 号から議案第 38 号まで、議案第 44 号から議案第 47 号まで、議案第 54 号から議案第 56 号まで、議案第 74 号、議案第 75 号、議案第 86 号、議案第 90 号、継続審査中の平成 21 年請願第 8 号、請願第 2 号

第 2 行財政改革特別委員会最終報告

第 3 発議案第 2 号

第 4 発議案第 3 号

第 5 発議案第 4 号

第 6 発議案第 5 号

第 7 発議案第 6 号

第 8 発議案第 7 号

第 9 発議案第 8 号

第 10 議案第 87 号

第 11 議案第 88 号

第 12 議案第 89 号

第 13 委員会の閉会中の継続審査の件

第 14 議員の派遣

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（２８名）

１番	松	本	正	勝	君	２番	中	川	直	美	君
３番	中	村	剛	一	君	４番	白	杵	克	身	君
５番	金	田	淳	一	君	６番	浜	田	正	敏	君
７番	廣	瀬		擁	君	８番	小	田	純	一	君
９番	小	杉	邦	男	君	１０番	大	桃	一	浩	君
１１番	中	川	隆	一	君	１２番	岩	崎	隆	寿	君
１３番	中	村	良	夫	君	１４番	若	林	直	樹	君
１５番	田	中	文	夫	君	１６番	金	子	健	治	君
１７番	村	川	四	郎	君	１８番	佐	藤		孝	君
１９番	金	光	英	晴	君	２０番	猪	股	文	彦	君
２１番	川	上	龍	一	君	２２番	本	間	千佳	子	君
２３番	金	子	克	己	君	２４番	根	岸	勇	雄	君
２５番	近	藤	和	義	君	２６番	祝		優	雄	君
２７番	加	賀	博	昭	君	２８番	竹	内	道	廣	君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎	君	副市長	甲斐元也	君
会計管理者	本田佳子	君	総務部長	齋藤英夫	君
企画財政部長	齋藤元彦	君	市民環境部長	金子優	君
福祉保健部長	佐々木正雄	君	産業観光部長	金子晴夫	君
建設部長	田畑孝雄	君	総務部長(総務課長)	中川義彦	君
企画財政部長(財政課長)	本田進治	君	市民環境部長(共生・環境課長)	木下良則	君
福祉保健部長(福祉課長)	新井一仁	君	産業観光部長(観光課長)	計良範龍	君
建設部長(建設課長)	渡邊正人	君	教育長	渡邊剛忠	君
教育次長	山本充彦	君	両津病院院長	菊地賢一	君

佐藤弘之君

谷 川 直 樹 君

午後 2時00分 開議

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第6号から議案第12号まで、議案第27号から議案第31号まで、議案第48号から議案第52号まで、議案第69号、議案第76号、議案第77号、議案第80号から議案第84号まで、議案第91号から議案第94号まで、継続審査中の平成21年請願第6号、請願第5号、陳情第3号
（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第13号から議案第18号まで、議案第34号、議案第39号から議案第43号まで、議案第70号から議案第73号まで、議案第78号、議案第79号、議案第85号、議案第95号、請願第1号、陳情第1号、陳情第2号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第19号から議案第26号まで、議案第32号、議案第33号、議案第35号から議案第38号まで、議案第44号から議案第47号まで、議案第54号から議案第56号まで、議案第74号、議案第75号、議案第86号、議案第90号、継続審査中の平成21年請願第8号、請願第2号

○議長（竹内道廣君） 日程第1、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

臼杵総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 臼杵克身君登壇〕

○総務文教常任委員長（臼杵克身君） それでは、総務委員会に付託の案件の審査について委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）。本案は、市町村合併等による地方公共団体の脱退に伴い、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更をすることについて、地方自治法の規定により専決処分したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第7号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、特別職報酬等審議会の答申を尊重し、議員報酬の月額を0.3%減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上２議案は、特別職報酬等審議会の答申を尊重し、特別職及び教育長の給料の月額を0.3％減額するものであり、さらに特別措置として本年４月から２年間、本則の規定にかかわらず、さらに減額改定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 寒冷地手当の経過措置による支給を廃止することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、平成16年の人事院勧告を受け、平成17年度から経過措置として支給を行っていた寒冷地手当について、平成22年度から支給を廃止することから、寒冷地手当の文言を削除するために、関係条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県から佐渡市への事務、権限移譲が平成22年４月から行われることに伴い、当該事務において発生する手数料を規定するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、財産区制度を見直し、地元との協議及び調整により、総会制の廃止及び財産区の解散が行われた河内財産区及び猿八財産区の特別会計を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第27号 佐渡市教職員住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成22年３月をもって閉校する大滝小学校の教職員住宅を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。現在教職員住宅に19室のあきがあるが、その実態を把握し、存続の必要性を早急に検討すること。

議案第28号 佐渡市立理科教育センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成22年４月から両津の理科教育センターを佐和田の理科教育センターに統合するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第29号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成23年４月から前浜小学校と前浜中学校を、また、松ヶ崎小学校と松ヶ崎中学校をそれぞれ連携校として開設するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第30号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、組織改編による佐渡市公民館機能の移転に伴い、佐渡市公民館の位置を変更するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第31号 佐渡市日本アマチュア秀作美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市日本アマチュア秀作美術館の移転及び周辺施設の整理統合を図るため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第48号 小倉財産区有財産の無償譲渡について、議案第49号 寺田財産区有財産の無償譲渡について。以上２議案は、財産区の解散が集落との協議調整の結果、合意に至ったことから、所有する財産を地元認可地縁団体に無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第50号 佐渡市土地開発公社定款の変更について。本案は、土地開発公社経理基準要綱の改正に伴

い、財務諸表として新たにキャッシュフロー計算書を追加するもので、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第51号 佐渡市辺地総合整備計画（平成19～21年度）の変更について。本案は、平成19年度から平成21年度を計画期間とする佐渡市辺地総合整備計画の変更について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第52号 佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）の策定について。本案は、平成22年度から平成24年度を計画期間とする佐渡市辺地総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第69号 平成22年度佐渡市一般会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の一般会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ420億3,000万円と定めるものであります。平成21年度当初予算に比べ、12億3,000万円の増で率にして3.0%の増となっています。歳入では、市税収入の伸びが期待できない中、国の地方交付税の増額確保を受けて、地方交付税を予算計上するものであります。主な費目別構成状況は、市税54億3,605万7,000円、地方交付税206億円、市債55億5,890万円となっています。一方、歳出では、公債費等の義務的経費が高い水準で推移し、特別会計や企業会計への繰出金の負担も大きくなっているが、限られた財源の中で、施策評価をもとに財源配分をしたものであります。主な目的別構成は、民生費89億9,575万9,000円、衛生費58億8,844万円、公債費75億6,083万8,000円であります。審査の結果、次のとおり意見を付して、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。総務文教常任委員会の分。

2款総務費、1項総務管理費、8目情報化推進費中、ケーブルテレビ特別会計繰出金について。市営のケーブルテレビについては、指定管理者制度の検討を進めているが、初期投資に多額の税金が使われていることを踏まえ、適正な指定管理料などを検討すること。

10款教育費、3項中学校費、4目学校建設費中、前浜小中連携校改築事業について。本事業については、地元集落の理解を得た上で、事業の執行に当たること。

次に、市民厚生常任委員会のものを朗読します。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費中、特別養護老人ホーム負担金（7,898万円）について。特別養護老人ホームへの入所申込者数は538名（平成20年2月1日現在）である。第4期介護保険事業計画（平成21～23年度）等により約200名が入所できる見込みであるが、なお300名以上の市民が待機を余儀なくされる。当委員会としては、当市に対する枠配分の見直しや次期介護保険事業計画の前倒しについて新潟県と協議するとともに、市としても、事業者に対し応分の支援を行うよう、強く求める。

3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費中、保育所運営費について。市立保育園の適正規模の統合を進めること。可能な限り民営化を推進すること。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目トキ推進費中、トキ関連施設整備事業（2億3,198万3,000円）について。（1）、「トキふれあい施設」の建設場所に係る説明が当初不明確であった。市長及び副市長は、議

案の上程に当たっては施策の趣旨等について十分検討されるよう、厳重に注意する。なお、「トキふれあい施設」の建設場所については、副市長がトキの森公園内と説明した。(2)、「トキふれあい施設」が、「トキの舞う美しい島」を目指す本市にとって象徴的な施設となるよう、その仕様等についてよく検討されたい。

4 款衛生費、3 項医療推進費、3 目病院費中、佐渡総合病院移転新築事業補助金15億円について。平成20年12月、佐渡市議会地域医療体制検討特別委員会は、次のように最終報告をしている。「新潟県の保健医療圏にあって佐渡圏域にのみ県立病院が設置されておらず、なおかつ他の圏域が新潟県から財源面等で手厚く遇されてきたことにかんがみれば、佐渡市民はまさに棄民のごとき差別的な扱いを長年にわたって受けてきたと言える。ましてや佐渡圏域の基幹病院たる佐渡総合病院の移転新築に際し、新潟県がこれに財政支援せず、また市立病院を含めた佐渡圏域の医師確保について何ら方策を講じないならば、もはや佐渡市民の生存権は行政の怠慢によって脅かされているとしても過言ではない。したがって、新潟県は、佐渡総合病院の移転新築にあたり、佐渡保健医療圏における相応の財政支援を可及的速やかに履行すべきである。」。よって、市は、新潟県に対し、佐渡総合病院の移転新築に係る財政支援を行うよう、強く要請されたい。

次に、産業建設常任委員会のものを朗読します。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費について。地産地消推進事業(1,390万円)の執行に当たっては、条例の趣旨にかんがみ、関係各課と連携し、より効果的な取り組みを行うこと。

6 款農林水産業費、2 項林業費、1 目林業総務費について。佐渡流域森林・林業活性化センター負担金について、当該団体の会長が佐渡市長となっているが、組織の業務内容から見てふさわしくないと料する。よって、速やかに会長職を辞職すること。

6 款農林水産業費、3 項水産業費、1 目水産業振興費について。(1)、離島漁業再生支援交付金(2億2,698万4,000円)については、佐渡の漁業再生のための交付金の目的に沿って効果的な事業を行うよう関係者に指導すること。(2)、深層水氷施設管理費(500万1,000円)について、当該事業は費用対効果が得られていないことを再三指摘しているが、いまだ改善が見られない。速やかに本事業のあり方について抜本的に検討すること。

7 款商工費、1 項商工費、3 目観光費について。(1)、観光費については予算総額が2億2,624万円となっているが、佐渡観光についていまだ低迷に歯どめがかかっている。佐渡の観光戦略を考えるに当たり、佐渡観光戦略推進会議をより実効性のあるものとするとともに、観光協会への指導を強化し、佐渡観光誘客のため、目標を定めた事業を構築すること。(2)、地域・観光振興イベント支援補助金(3,850万円)について、当該事業はイベントの内容により補助金額に不均衡を生じている。今後はイベントの性質を精査の上、補助率を明確にし、補助金交付に当たっては支援の効果が上がるよう配慮すること。

8 款土木費、1 項土木管理費、8 目除雪費について。除雪事業については、十分事業を調査し、将来とも関係事業者の協力が得られるよう対処すること。

議案第76号 平成22年度佐渡市土地取得特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の土地取得特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ194万8,000円と定めるものであります。主な内容は、土地開発基金に伴う財産運用及び以前借り入れた起債償還に係る経費について予算計上を行う

ものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第77号 平成22年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市のケーブルテレビ特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億920万円と定めるものであります。歳入の主なものは、負担金及び使用料1億1,303万2,000円、一般会計繰入金1億9,386万6,000円などで、歳出の主なものは、施設管理費及び整備費1億129万7,000円、公債費8,097万円などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第80号 平成22年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の五十里財産区特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50万4,000円と定めるものであります。主な内容は、管理会費及び財産管理費の経常的な経費について予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第81号 平成22年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の二宮財産区特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ720万3,000円と定めるものであります。主な内容は、造林事業費及び管理会費等の経費について予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第82号 平成22年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の新畑野財産区特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ622万9,000円と定めるものであります。主な内容は、造林事業費及び財産管理費等の経費について予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第83号 平成22年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の真野財産区特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ207万5,000円と定めるものであります。主な内容は、造林事業費及び管理会費等の経費について予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第84号 平成22年度佐渡市空港用地取得補償特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の空港用地取得補償特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,000円と定めるものであります。内容は、佐渡空港拡張整備事業に必要な用地取得補償に係る経費について予算計上するものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。前回委員会でつけた意見を踏まえ、特別会計での処理について検討を加えること。

議案第91号 移動通信用鉄塔無線設備購入契約の締結について。本案は、現在整備中の携帯電話基地局に設置予定の無線設備、アンテナ及び電源装置の購入契約を締結することについて、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第92号 両津小学校校舎及び体育館耐震補強・改修工事請負契約の締結について。本案は、両津小学校校舎及び体育館耐震補強・改修工事請負契約について、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第93号 加茂小学校校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結について。本案は、加茂小学校校舎耐

震補強・改修工事請負契約について、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第94号 佐和田中学校校舎及び体育館耐震補強・改修（建築）工事請負契約の締結について。本案は、佐和田中学校校舎及び体育館耐震補強・改修（建築）工事請負契約について、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

継続審査中の平成21年請願第6号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願。本請願は、中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」については、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」により、必要経費として認められていない。税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができ、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾していることから、税法上も、民法、労働法や社会保障上においても家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条の廃止を強く求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第5号 小学校統合に伴う真野小学校への西三川地区児童の通学方法改善に関する請願。本請願は、平成22年4月から西三川小学校と真野小学校が統合されることにより、スクールバスに乗れる児童と乗れない児童とが区別されていることから、その通学方法について、1・2年生の間は登校、下校ともにスクールバスを利用できるよう要望するものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。また、市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

陳情第3号 前浜地区小中連携校開設に関する陳情。本陳情は、平成23年4月開設を計画している前浜地区小中連携校について、次の事項をもって学校統合計画の前期計画内において進める当該連携校の計画に反対するものであります。

1、現在の前浜小学校は、平成19年度に統合して以降3年しか経過していない状況の中で、新たに経費をかけての連携校建設は佐渡市の厳しい財政状況から無駄なことであり、財政の効率化を図るべきである。

2、新潟県立佐渡中等教育学校への進学状況などにより、児童の推移が変動している。児童の推移を十分に見きわめてから推進すべきであり、小中連携校の開設を前期計画の中で拙速に進めるべきでない。

3、学校の統廃合を進めるには「十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること」と文部科学省初等中等教育局長通達があることを無視して行おうとしている。前回の統合では一集落でも反対があれば統合しないとの説明と対応に矛盾があり一貫性がない。これは陳情の要旨であります。

審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。また、市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

陳情第3号 前浜地区小中連携校開設に関する陳情についての質疑通告がありますので、猪股文彦君の発言を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 今ほどの総文委員長の陳情第3号における結果を私は了としますが、今の報告の中で議案第29号、設置条例についてはこれを建設することに賛成しており、さらに議案第69号についての意見で地元集落の理解を得た上でやれと、事実上予算をストップしているという極めて総務文教委員会の態度は不明確であります。全く矛盾したことがこの委員長報告の中ではこの問題について出ていると思います。私は、基本的には平成25年までの間にすべての学校についてできるだけ合併特例が100％行われる間に建設することについては賛成であります。この陳情書の内容を読みますと、新たに経費をかけての連携校建設は佐渡市の厳しい財政上から無駄であること、そしてまたこの2番目に、中等学校への進学状況により児童の推移が変動しているという重要なことがこの陳情の中に含まれております。ということは、連携校そのものも見直すべきではないかというふうに私はこの陳情書を読み、さらに委員長の採択した報告を聞いたのですが、この3つに関連して審査状況についてご説明願いたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 今猪股議員の質問の件は、いわゆる陳情書の審査結果と学校設置条例の審査結果に矛盾があるのではないかと、こういうご指摘だと思いますが、総文委員会に付託された陳情書の取り扱いについては、条例、予算とのかかわりもあり、総務委員会においても非常に悩ましい審査となりました。議会は特別委員会を設置し、行財政の改革を進め、学校統合についても計画の前期、後期にかかわらず推進を図るとしてきた経過もあり、陳情書を採択することには問題があるとの意見もあり、また一方で中高一貫校が開学したことに伴う生徒数の就学動向の状況の変化もあり、学校教育の本旨を踏まえた判断も必要ではないか、また地元とのさらなる話し合いも進めたほうがよいなどの意見もありました。委員会での意見は、採択すべきものと不採択とすべきものとの意見が拮抗いたしました。採決の結果、採択すべきものと不採択とすべきものが可否同数であったため、委員会条例第17条の規定により委員長において採択すべきものとして採決をしました。教育委員会の今日までの努力は多とするものであります。しかしながら、この採決の判断として、可否同数のような案件については現状維持が妥当として委員長において採択と判断をしたわけであります。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 陳情の採択の経過はわかりました。ただ、私が指摘した総文委員会としてまず陳情のことについて採択をして、次に議案第29号及び一般会計の69号の採決に移ったと私は理解するのです、その順序だと。とすれば、この29号については当然私は否決されるべきでないと一貫性がないと。さらに、そうすればこの69号の地元の理解を得た上で事業に着手しなさいということも理解ができる。なぜそのところの矛盾というものが委員長におかれて総文の委員の方々と詰めた協議をした結果、採決に移らなかった。この矛盾というのは市民には非常にわかりにくいと思うので、そのところをもう一度説明願いたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（臼杵克身君） 学校の設置条例、それから陳情書、それから一般会計の当初予算、この３つは全部関連しております。したがって、どこから審査を進めるべきかと考えた場合に、やはり陳情書の件が一番主題となって、それによって学校設置条例、それから予算についても考え方が変わってくるのではないかとということで、まず陳情書のほうを先に審査をしました。審査の結果、経過等は先ほど申し上げたとおりですが、もちろん審査の中で休憩もとって、そのように進めてまいりましたが、結果として学校設置条例におきましてはねじれ現象が生じましたが、賛成多数で可決ということになりました。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） この際、今委員長も言われるように３つが関連しておりますので、ここのところを確認して最後の質問といたしますが、地元集落の理解を得た上で事業執行しなさいということは、私は今までの当市議会の慣例からしてこういう意見をつけるということは、事実上の附帯決議だという理解に立ちます。そうすると、教育委員会としてはいま一度踏み込んだ形で地元との再協議ということをもって早目に結論を出せという理解をしますが、そういうふうなことでよろしゅうございますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

臼杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（臼杵克身君） 審査結果に対して私どもが教育委員会にどうのこうのと、それ以上言う権限はございませんので、これは執行部、教育委員会において慎重に判断されるべきものだと思っております。ただ、学校設置条例は可決しましたが、統合そのものを委員会でも否定しているものではありません。しばらく現状をよく地域の方と相談をして進めていただきたいというのが本旨でございまして、統合推進そのものを見直せというようなところまではいってはいません。ただ、審査の中では先ほど猪股議員がおっしゃられたように、中高一貫校が設置されたことに伴いまして前浜地区の生徒の就学状況が非常に変わってきておると、こういうことも踏まえながらさらにその一步先を考えるべきではないかというような、こういう意見もございました。

○議長（竹内道廣君） これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、田中文夫君の反対討論を許します。

田中文夫君。

〔15番 田中文夫君登壇〕

○15番（田中文夫君） 陳情第3号 前浜地区小中連携校開設に関する陳情に対して採択という結論を出した総務文教委員会に対して反対をいたします。

趣旨を申し上げます。小中学校の統廃合については、児童生徒の集団性の確保という観点から積極的に進めるべきと考えます。特に小学校高学年、中学においては集団性を通じて文化、スポーツ等活動を促進し、集団の持つ意義、規律の必要性やルールが果たす役割などを学ばせる必要があります。しかるに、少子化が著しく進展した結果、市内各所に児童生徒の集団性を担保し得ない小中学校が多数存在しております。一島一市の合併によって旧市町村の壁が取り払われ、地域性にとらわれぬ学区編成が可能となりました。学校は児童生徒の成長発達の重要な場ではありますが、同時に通過施設でもあります。短いが、しか

し大切な学齢期に適切な集団性を提供することが佐渡市の責務であります。統廃合に当たっては、児童生徒に速やかに集団性を提供するべく保護者等にその必要性を理解してもらうことが肝要であります。往々にしてOBや地元が統廃合を妨げる場合がありますが、児童生徒の集団性確保が第一義であります。学校へのノスタルジーや学校資源の利活用といった観点からの要求には別途対応すべきであります。したがって、議会としては速やかなる統廃合を支持するべきで、OBや地元の要求を過大視したりするべきではありません。仮に集団性が確保された学校への再編入学を望む一人でも児童がおれば、それを支持し、速やかに許可を与えることのほうが正しい判断であります。いたずらに時を費やしてOBや地元の賛意と理解を得ることにきゅうきゅうとして、適切な教育の場を提供する責務が果たせなくなることを恐れるべきであります。

今回の陳情は、児童生徒や保護者からのものではありません。議会としては採択するべきではないと思います。陳情内容については、少子化時代ますます重要性を増している集団性提供について、集落としての立場から集団性を促進する知恵や方法が提示されているとは受けとめがたい。だから、学校統廃合とは別に地元4集落に対しては、一定の配慮のもと理解と協力を仰ぐ対応を教育委員会には求めたいと思います。

この機会に、関連する予算についても一言申し上げておきたいと思います。統廃合を進める場合、小中連携校という手法はいかにも暫定的、経過的な措置でしかありません。将来展望に立って統廃合を図るならば、連携校といった中途半端な集団化は適切ではありません。大学区での本格的統合を目指すべきであります。数年後には連携校でさえ集団性確保がおぼつかないことが想定されているならば、あたら貴重な財源を用いて連携校に投入することは許されることではありません。連携校はさらなる大統合への暫定的、経過措置と考えて、必要最小限の予算措置にとどめるべきであると思います。

以上。

○議長（竹内道廣君） 次に、加賀博昭君の賛成討論を許します。

加賀博昭君。

〔27番 加賀博昭君登壇〕

○27番（加賀博昭君） 陳情第3号について賛成討論を行います。

今田中議員の反対討論を拝聴しましたが、趣旨は賛成討論の論旨になっております。なぜならば、彼は関連する予算について一言述べておくと断って、小中連携校は暫定的、経過的な措置でしかない、数年後には小中連携校は集団性がおぼつかなくなる、こう言っております。さらに、だから貴重な財源を連携校に投入することは許されることではないと、学校建築の予算をも否定して厳しく批判しております。これでは、月布施、野浦、東強清水、東立島の小中連携校は急ぐべきではないの主張と一致するものでございます。

現在の前浜小学校は、旧両津市当時から議論して、片野尾小学校、野浦小学校、岩首小学校を統合したものであります。この統合に際しては、今後の統合には一集落でも反対するときは強行しないとの約束があったはずであります。したがって、今計画されている小中連携校を進めるのであれば、13集落の建築についての同意書をとって準備しなければならなかったはずであります。私たちはこの手続がしっかりとられているものと思っておりましたが、今議会の開会中の平成22年3月8日に出された月布施、野浦、東強

清水、東立島区長の連名陳情により、それができていないことが判明したわけでございます。現在子供の減少化は、想像以上の速度で進行しております。中学校問題でいえば、両津高校に設置された中高一貫校の影響で東中学校でさえ1年生が12人に減少して、存続が危ぶまれる状態であります。これは、前浜中学校も例外ではないと見るべきであります。

以上のことから、前浜地区小中連携校は急ぐべきではなく、本陳情を採択して、なお関係地区の協議を深めるべきであるということを指摘して、本陳情に賛成の討論といたします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、陳情第3号 前浜地区小中連携校開設に関する陳情についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり採択されました。

次に、議案第29号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑の通告がありますので、金子健治君の発言を許します。

金子健治君。

○16番（金子健治君） 議案第29号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、松ヶ崎小中連携校についてお伺いします。

児童生徒数の推移はどうなっているか、道路の改良により周辺校との統合も検討するべきではなかったのか、複式学級の解消が学校統合の第1の目的であったはずだが、なぜ連携校を選択したのか、以上のことについてどのように審査されたのか、説明願います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 金子議員の質問にお答えします。

まず、生徒数の推移でございますが、松ヶ崎小学校……総数だけでよろしいですかね。平成20年が児童数が15、平成21年が13、22年度が12、23年が同じく12、24年が11、25年度が11、26年度は8人であります。次に、中学校でございますが、平成20年度は12、21年が12、22年が8人、23年が6人、24年度が7人、25年度が6人、26年度が8人、27年度が6人、28年が6人、29年度が4人、30年度が5人、平成31年度が5人というふうに推移の状況でございます。これ、去年の12月1日現在のものでございます。

それから、2点目及び3点目についてでございますが、このことについては一緒にお答えさせていただきたいと思います。まず、先ほどの前浜小中連携校の審査の中とも関連しまして、この松ヶ崎小中連携校にすることについては、松ヶ崎小中連携校のほうが生徒数が前浜より少ないわけです。そういうことを少ない点を挙げまして、前浜小中連携校と同じ扱いにすべきではないかと、要するに前浜と松ヶ崎は同じ扱いにせいと、こういう意見も出ました。また、一方で生徒数が仮に1人になってもこれは学校設置の義務

があるというようなご意見もありましたが、それ以上の踏み込んだ審査には至っておりません。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

金子健治君。

○16番（金子健治君） 教育委員会で言われている統合メリットは、大人数の中で切磋琢磨させることが教育効果につながるとされています。本校の児童生徒数の推移から見て、到底その趣旨からずれているものと思います。とりわけ暫定的処理としか思えない校舎改築に2億6,000万充てるという本条例関連予算もあるわけでありまして、本委員会でそれらについてどのように審査されたのか、再度伺います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

臼杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（臼杵克身君） ご質問の趣旨がちょっとわかりづらい部分があるのですが、先ほど前浜小中連携校の審査の中で私が委員長報告、あるいは委員長質疑の中でお答えした内容と同じような考え方で審査をいたしております。したがって、先ほど、名前を申し上げますと金田副委員長のほうから前浜小学校と同じ扱いに、松ヶ崎小学校もやるのであれば同じ扱いにすべきではないかと、こういう意見が出たということでございます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を終わります。

次に、本案に対する反対討論の通告がありますので、中村良夫君の発言を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 皆さん、日本共産党の中村良夫です。本日は、大勢の皆さんの議会傍聴においでいただきまして、ありがとうございます。議長、副議長始め市長、副市長も大変喜んでと思います。本会議はどなたでも自由に傍聴できますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、私は議案第29号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。その中の先ほど陳情第3号であった前浜小中連携校についてですが、初めにこの議案は学校統廃合計画について両津地区の前浜小中連携校は平成23年4月開校に向けて進めていくことになっています。この地域では、既に平成19年に岩首、野浦、片野尾小の3校が1校に野浦の前浜小学校として地域住民の協力を得て統合されています。今回の議案は、その野浦にある前浜小学校を今度は前浜小中連携校として前浜中学校である水津の住所に改める議案であります。そこで、前浜小中連携校計画を進めるには、保護者、地域住民の理解状況は地域ではどうなっているのか。付託された総務文教常任委員会において、教育委員会はこの前浜小中連携校開設に向けての地域住民との話し合いの時系列をもって説明が行われました。地元の4集落から区長連名による前期間内に進める前浜小中連携校開設計画にこれ反対する要望書が教育委員会へ提出されていること、地域から保護者も含めて反対意思表示されていることや賛成、反対の地域があることを審査の中で明らかにされました。

陳情第3号で反対討論をやられました同僚議員の、今回の陳情は児童生徒や保護者からのものでないことからという内容の討論がありましたけれども、これは間違いです。私は、これを調査しまして、この中にきちっと保護者の意思表示があります。反対だという意思表示を確認しております。

なお、先ほどの今回4集落区長連名による前期計画内に進める前浜小中連携校開設計画に反対する陳情第3号が総務文教常任委員会に付託されて、これ同委員会はこの3月16日火曜日に前浜小学校、そして前浜中学校について現地調査を行い、現場状況を確認し、この陳情第3号を総務文教常任委員会、そして先ほどの本会議場でも採択されました。そこで、私は議案第29号 学校設置条例に反対する理由というのは、学校統廃合計画について前浜小中連携校計画を進めるについては、このケースの場合地域の意見がまとまっていない点です。賛成地域、反対地域があり、全体的に地元合意が得られていないことであります。学校の統廃合は徹底した住民合意が欠かせません。これが決定的な大きな理由です。

それともう一点は、他地区と違う点があります。それは、両津地区にある県立佐渡中等教育学校、中高一貫校への進学状況等により児童の推移が変動していると言われていています。仮に地元の中学校へ3人入学すべきところ2人が中高一貫校へ行った場合、地元中学校へは1年生が1人になる場合があります。そういった問題点も考えられます。総務文教常任委員会の審査の中でも教育委員会より関連した説明があったと聞いています。他地区の統廃合計画と前浜の場合はその難しさ、複雑さがあります。そのことが2点目です。だからこそ私は本日どんな結果が出ようとも、今後賛成、反対で地域住民の間にある垣根をつくることなく、子供たちのために学校、教育を本当どうするのか、一緒に話し合い、考える時間がどうしても必要です。この地域のために考える時間を再度つくってください。時間が要ります。時間をいただきたい、時間を下さい、そのことを強調して反対の討論といたしますが、前段の先輩議員からの質疑があったとおり、市民からの陳情第3号は総務文教常任委員会、そして本会議場でも採択されています。したがって、この議案は賛成しますと大変矛盾が起きます。議員の皆さんの理解ある賛同を期待して、反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち……

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） この29号については、投票でお願いをいたします。

○議長（竹内道廣君） 議運協議を行っておるのです。採決の仕方を決めておるのです。あなたの会派からも議運委員が出て了承しておるのです。起立採決をやりましょうということになっておるのですよ。

〔「投票が優先です」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 賛同者いますか。

〔発言する者なし〕

○議長（竹内道廣君） 賛同者いません。起立採決で行います。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第29号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第69号 平成22年度佐渡市一般会計予算についてを議題といたします。

本案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、村川四郎君の発言を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 先ほど陳情第3号、議案第29号に対する質疑、討論が行われましたように、これは議案第69号、一般会計の中の南部地区中学校の統合改築事業に関する建設費についてです。1,750万が上がっております。今までの議論をお聞きの皆さんもおわかりのように、学校の統合、廃合計画については議論が非常に不十分、先ほどの議員も時間を下さい、時間を下さいと叫んでいましたけれども、この南部中学校の統合に関しても私が地元で話を聞いた段階では、非常に時間が少ない、非常に早急に進められているということで、次のような項目に関してどのような審議がされたのか、お聞きしたいと思います。

南部地区旧3町村のPTAの意思の統一は十分にできていたのか。

市長諮問であります地域審議会が10地区にあってこの3地区にもあるわけですが、その合同審議会の開催がされたのかどうか。

それから、非常に情報公開が不十分で密室会議が行われたというようなことも聞いているのですが、それでも、各地区で公開討論会を開催して、もっともっと広く意見を聞くべきであったのですが、そのようなことについての判断をどうされたのか。

予算が上がっているわけですから、当然建設予定地が決まっているはずなわけですが、建設予定地が決まったということは私は聞いておりませんが、その辺についての審議はされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 村川さん、衛生費、トキのことも一緒に質疑してください。

○17番（村川四郎君） 次、125ページの衛生費、トキの推進費であります。トキの観察棟と思わしき施設をつくるということで、2億3,198万3,000円という非常に大きな予算が上がっております。そのことについてのどのような議論がされたのか、お聞きしたいと思います。まず、これは私は通称トキの養老院というふうに言っているのですが、この必要目的はトキの保護のためなのか、人間に見てもらう観光の見せ物をするためのものか。

それから次に、当初計画は聞くとところによると1億円ぐらいという予定を聞いていたのですが、それが2億3,000万という非常に大きな予算に変わった理由を教えてください。

それから3番目に、トキのために現在トキセンター、順化施設、それから訓練施設と、これをつくると4つの施設ができて、みんなばらばらのところに施設があるわけですが、そこへ投入する人件費等々についての審議がされたのかどうか。

それから最後に、この観察用と言われている飼育ケージに飼われるトキの放鳥される数は何羽ぐらいされるのか、その辺をどういう審議をされたのか、質問したいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

臼杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（臼杵克身君） 村川議員の質疑にお答えしたいと思いますが、まずその前に教育委

員会のほうから次長、学校教育課長の出席を求めまして、経過、あるいは現在進行中のものもございしますが、そういうことを含めて確認した事項について回答申し上げます。

まず、1点目の南部地区旧3町村のPTA会の意思統一があったかどうかというふうなことです。この件につきましては南部地区中学校の統合検討委員会というものを保護者の代表や地域審議会の会長で構成し、検討しておるということでございまして、この検討委員会としての結論は平成21年10月13日にまとめていただいたというふうに伺っております。また、各地域審議会でのこの検討委員会の結論を諮っていただいたところ、いずれの審議会も検討委員会の結論に賛同いただいたということを確認しております。また、1月末から2月初めにかけまして、3地区で保護者や地域の方々に集まっていただいて意見を聞くことができたということでありまして、今後はこの意見を南部地区中学校建設検討委員会に報告をいたしまして、その上まとめていただくということになっておりますので、意思統一はされたものでないかというふうに委員会は解釈しているわけでございます。

次に、2点目でございますが、市長諮問の南部合同地域審議会の開催が必要ではないかということですが、この件については先ほど申し上げました南部地区中学校建設検討委員会でも今後協議をされていきますので、それが必要な時点で合同の地域審議会は開催されるというような見方をしておるようです。

次に、3番目の情報公開不足で密室会議が問題となっているという点ですが、これも南部地区の中学校統合検討委員会では公開するか否かで協議をしたそうではございますが、会議を公開で進めることは適当ではないという検討会での結論がありまして、それに基づいて現在まで進めてきたそうです。今後南部地区、同じ中学校建設検討委員会でもう一度集まっていただき、公開するか否かについては協議して、その結果に沿って進めていきたいということでございます。

次に、各地域での公開討論会の開催というような件でございますが、先ほども申し上げましたように3地区の説明会で保護者や地域の方々の意見を聞くことができたので、その意見をもとに今後検討を進めていきたいということでございます。

それから、建設予定地は決定済みかということでございますが、候補地は現在3カ所挙がっておりまして、この4月以後建設検討委員会で協議して最終的に決めていきたいというふうに考えておりますということでございまして、現在進行系のものが多いようであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 村川議員にお答えいたします。

私どもの委員会でも議員と同じような問題認識を共有するという意見もありまして、副市長の出席を求めて審査したものであります。そこで、1点目の何のための施設なのかということですが、現在トキの森公園に訪れる、20万人ぐらい年間訪れるのですけれども、その人たちのアンケートによりますと、1つは例えばケージが小さ過ぎる、もっと大きなケージで観察ができたらい、できれば飛んでいるところが見たいとか、せっかく佐渡まで来てトキを見に来たのにこれでは見えにくい、期待外れだというふうなことに代表されるようにトキを間近で見たいという多くの要望があるようであります。そこで、1つはこういう要望、観光客のトキと触れ合いたいという要望にこたえて、まずトキの普及啓発を推進したいと、2つ

目が議員言われましたように観光施設として交流人口の増加を図り、地域活性化に結びつけていきたいという、こういう考え方で今回の施設を整備をするということであります。

次に２点目に、当初１億の計画がなぜ増額になったのかということですが、これは先ほどのアンケートの中にもありましたように、現在の施設では市民や観光客がいつでもトキを観察することが困難だと、せっかく来ていただいたので、これからはできれば自然に広いケージの中でいつでも飛ぶトキを間近に観察できるようなものにしたいということで、当初計画よりもケージを広くして約1,300平米ぐらいにしたということと、ご存じのように天敵対策というふうなことで経費が３億までに上がったということがあります。

それから、３点目のトキの４つの施設の関係ですが、ご存じのように佐渡トキ保護センターと佐渡トキ保護センター野生復帰ステーションは、環境省が設置をして新潟県が管理運営をしているものであります。佐渡市がかかわっていますのは、トキの森公園を管理運営をしています。このトキの森公園は、環境保全協力費ということで大人200円、子供100円をいただいて、年間約20万人前後が訪れることで20年度実績ですと約3,700万、21年度見込みでも約3,680万ぐらいを見込んで収入としてあります。管理費は、大体人件費を含んで1,600万から1,700万でここ数年の数値であります。そこで、今回のふれあい施設を建設しますと、施設維持管理費は見込みとして人件費を含んで約2,100万という数字が出されています。先ほどの観光保全協力費を現行と同じとして、訪れる人も年間20万人ということであったとしても約3,700万のものが入ってくるとということで、施設運営は可能な計画なのではないかという判断をしました。

最後に、何羽ぐらいということですが、これは今のところ10羽ぐらいを当初段階では計画をしているということになります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 学校問題ですけれども、合同の地域審議会は現在のところ開かれていなくて、必要とあれば行ってもらおうというような話ですけれども、この必要となればというのはどのようなケースを指すのかということと、３地区ごとに個々にやって、そこでは大体の了解を得ているということなのですから、全員が反対の地域もあったというふうにお聞きしているのですけれども、そのところ、それから、候補地が３カ所ぐらい今のところあるということなのですから、この候補地が決定する見込みというのはいつごろになるのでしょうか。その３点をお願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

臼杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（臼杵克身君） まず、建設候補地、今現在３カ所候補地挙がっているわけですが、これ４月以降に決めたいというようなことでありまして、それをいつごろをめどにということまでは審査を行っておりませんが、私どもの感じとしてはできるだけ早い機会に示したいというふうに受け取っております。

それから、地域によっては全部反対者がおるというふうなことについては、審査の中で確認をいたしております。ただ、この南部地区の中学校を１校に統合することについては、今後誠意を持って説

明し、地域の十分な理解を得て進めたいというふうに伺っております。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 学校に関して3問目ですけれども、前浜小中連携に関しては私もどういう審議がされたかというのを見せてもらいましたが、非常にたくさん時間割いていて、各地域でかなりの時間を投入して説明会等々を開いているのですけれども、この南部中学に関しては非常に少ない、それに比べると時間が少ないと思われます。それで、非常に問題となっていますのは、イレギュラーな形で中学校の統合が進められているということもお聞きしています。まず、例えばはっきり言いますと小木と羽茂が一緒になって、赤泊は後から参加するからというようなことで進められているということも聞きますので、そういうふうな形で行うということは非常にほかの施設等々の統廃合にも影響してくることであり、この南部地区の中学校を多分南部以外の方は割と簡単に考えられているかと思うのですけれども、ぜひ総文委員会の中で話してほしかったのは、仮に中学校統合が進められても真野には中学校は1校残ります。金井にも1校残ります。畑野にも1校残ります。そういう形で中学校は1校ずつ残るのですけれども、南部の場合は1校ということになるとなくなる町村が2つ出てくるということなのです。地元から中学校がなくなるといことは、地域にとっては非常に地域のダメージを受けますし、いろんな面でこれに関しては生徒数の問題があっても十分に時間をかけて審議して、意思のコンセンサスができた段階でやらないと、後々非常に尾を引くと思います。その辺のことを踏まえた審議が総文の委員会の中でされたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

あともう一つ、トキですけれども、トキに関しては当初1億ぐらいだったのが、飛んでいる姿を見せたいとか天敵対策等々で立派なものに大きくするというで2億3,000万にもしたというのですけれども、いろんな予算が縮小、削減されている中で、トキのケージだけこんなにしなくても、私はトキセンターにある施設をもうちょっと近くまで寄れるようにして、金網を大きくして近くから見られれば十分だと思いますし、多分今後進んでいって多摩動物園とか上野動物園なり天王寺動物園あたりでトキが見られるようになった場合も、こんな立派なものはつくらないと思うのです。佐渡で立派なものをつくる必要はない。佐渡には天までずっと金網も何にもないところでトキが飛んでいるという姿を見せるのが佐渡の役目であって、自然放鳥の姿を見せる努力をもっともっと、ビオトープなりそういうものを協力してつくるという努力を島民がすれば、こんな2億3,000万のケージを、鳥かごをつくる必要は全くないと思うのですけれども、そういう審議はされなかったのかどうか、お聞きします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

臼杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（臼杵克身君） 先ほど村川議員から質問のありました項目については、審査をいたしておりません。したがって、今度委員会が構成がえになるわけですが、次の委員会にその旨私のほうから申し送っておきたいと思っております。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 村川議員言われましたことにつきましては、私どものところでもそういう意見もありました。ただ、野生のトキはご存じのように今これから100羽だとか、あるいはもっと多くならないと、おいでになった皆さんが先ほど言ったように見るができないというふうなこともあって、1つはその間という意味であります。それから、もう一つは観光対策ということもありました。それから、実は副市長のほうから、これは言葉で言いますと参加交流型のエリアをこのトキ観察棟を含めてつくっていききたいというふうなお話もありました。周辺の加茂湖、あるいは交流会館、ホテルの里というふうなものをつなぎながら滞在型の観光コースをつくっていききたいと。当然今回企画しております農産物の直売場なりというふうなものもセットにしながら、大きな意味で考えているという説明もございまして、そういうことであればということで私どもの委員会の中では審査を終えたということでもあります。よろしくをお願いします。

○議長（竹内道廣君） 次に、猪股文彦君の発言を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 69号の一般会計の中でケーブルテレビ特別会計についてお尋ねいたします。

来年度予算見ますと、一般会計繰入金が1億九千三百、1億約9,400万あります。確かにイニシャルコストは随分かかってもらったような気がしますがそれでも、ランニングコストがこんなに毎年かかる。それで、佐渡のことを知りたければ1台のテレビで1チャンネルしか見ないでしょう。それを佐渡のことを知りたいために4つのチャンネルをやっておるということ自体が無駄です。ところが、この意見の中でまたぞろ指定管理というふうなことを検討して、そしてそれを委員会としても支持するようなことがここに意見として出ております。私は、1つの考え方としては大阪の豊中市のような三セクのやり方、もう一つは私がこの佐渡市になってから主張しておるように番組を例えば佐渡テレビにこれを売って、そして番組を時間帯を買うということになれば、約2億の金のうちの恐らく1割か1割5分で済むわけです。10年たてば、イニシャルコストの半分ぐらいが出てくるのではないかというふうに考えられます。このように小さい佐渡市の情報を流すのに4つのチャンネルがあること自体が無駄だということが、何でこの執行部がわからないのか、何で総文がこのことについて指摘しないのかわからないのですが、委員長におかれてその審査内容についてご報告願います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 猪股議員の質問にお答えします。

まず、CNSケーブルテレビの民間移譲の問題につきましては、過去にも猪股議員を始め数名の方々が一般質問や総務委員会で取り上げてまいりました。この件については、執行部のほうでは市長から民間移譲を視野に入れた可能性を検討するよう担当課に指示が出されたということでありまして、それを受けまして市の担当部局と民間事業者との間で話し合いに着手をしておるというふうに伺っております。また、市としては平成24年度を目標に指定管理者制度の導入を進めたい。24年度を目標としたのは、テレビの地上デジタル化の期限が2011年、来年の7月であるが、総務省の指示もありまして、有線テレビ放送に限りアナログ放送も2015年3月まで放送できる体制をとる必要があるというふうに聞いております。したがって、平成24年度を目標としたというふうに伺っております。また、委員会ではそれを受けまして民間

事業者との話し合い、協議を促進するよう担当部局に申し入れをしておるものであります。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 委員長、私がお聞きしたいのは、どうしてこの指定管理者制度というものにこだわるのか。私は、もっとさっきの学校の連携校と同じようにこれは中間的な施策であって、こういうものこそぱっと放してしまって時間帯を買々と、そこで行政としてのサービス、情報を流すサービスをやると、そして市長の記者会見やこういう議会のところにもその条件をつけてやれば、市民は1チャンネルで見せてもらったほうがずっと単純でわかりやすいではないですか。しかも、お金がかからない。ただ、イニシャルコストがもったいない、もったいないと言って抱えておって、ランニングコストをどんどん、どんどん2億近い金を流しておったのでは私はこれは意味がないと思うのですが、総文ではそういう意見が出なかったのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） お答えします。

まずは、執行部のほうでは指定管理者をしばらく続けてみて、その上で民間移譲を進めたいというふうな話でございました。また、今民間事業者と市のCNSテレビの放送エリアは、総合通信局の許可事項でございまして、エリアが完全に2つに分かれております。そういうことや、また電送路等については基幹になる部分については市が管理をしたいというふうなお話もありましたものですから、当面は指定管理者制度を導入するように、促進を図るようということで意見をつけたわけでございます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 総務省の制度の問題ですが、総務省は合併に当たってこういうふうな問題について、自らが各省庁に対して弾力的に運用せよという通達を出しているぐらいですから、これでは総務省に執行部当たったのですか。当たって、どういう局長のところではどういうふうな返答が出てきてそれが難しいということになったのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 総務省からの指示があったということは承っておりますが、その細部について委員会では審査をしておりませんし、確認もいたしておりません。申しわけありません。

〔「6月でしっかりやってください」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 次に、廣瀬擁君の発言を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） それでは、産業建設常任委員長にお尋ねを申し上げます。

7款商工費、3目観光費についてであります。（1）、観光費については予算総額が2億2,624万円になっているが、佐渡観光についていまだ低迷に歯どめがかかっていない。佐渡の観光戦略を考えるに当たり、佐渡観光戦略推進会議をより実効性のあるものにするとともに、観光協会への指導を強化し、佐渡観光の

誘客のため目標を定めた事業を構築すると、このように書かれてありますが、佐渡観光戦略推進会議、それと佐渡観光協会にはどのようにすべきと検討したのかをお尋ねをいたします。

もう一点、2番目であります。地域観光振興イベント支援補助金、ここに3,850万円が措置されておりますが、補助金交付に地域イベント及び観光イベントがあります。それぞれ配分格差がありますが、どのような配分方法を検討し、支援効果を期待しているのかを検討されたのかをお尋ねをいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（若林直樹君） お答えをいたします。

佐渡観光戦略推進会議についてであります。これは21年、22年度の事業であります。県の震災復興基金から支援を受けて市が1,100万円の補助金を交付するものであります。観光の振興に対しましては、提案や計画は示されていますが、提案された計画を進めるについては観光に関する宿泊業者や土産物店、飲食店、運輸業者などが同じ方向を向いて行動をとることが必要と考えられます。実働部隊が連携をとれるような指導や方策をとってもらいたいということでもあります。観光協会については、業者や実働部隊の取りまとめ役でもあり、また事業の執行役でもあります。予算が効率的に使われるよう指導するようという指摘をしたところであります。

2番目の佐渡市地域及び観光振興イベントについてであります。支援補助金交付要綱が定められております。地域イベントと観光振興イベントとの振り分けが明確でないことと、その補助率が明確に示されておられません。配分方法は委員会で検討すべきものではないと考えております。効果については、祭り等地域の活性化、住民等の生きがいになるものと思えますし、観光客の増加につながれば大変ありがたいと考えております。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 佐渡観光戦略推進会議の役割については理解をさせていただきましたが、これは各種団体のお偉いさんの集まりといいますか、ある意味実働部隊を持たない会議のメンバーであると考えます。そういったことで、ある意味公家衆の集まりともやゆされている団体でもありますが、その一番いい例が今回の佐渡検定のミスプリントであります。再度お尋ねいたしますが、この戦略推進会議のメンバー、戦略会議の進め方について、各種関連団体との関係プレーが上手にできるような方法をどのように方向づけをされたのか、またそういう検討をされたのかをお尋ねをいたします。

また、観光協会は各支部ごとに会費や、あるいは構成組織に統一性がないように感じます。イベント実施においても動員に限界が生じ、地域イベントが衰退しているように感ずるきょうこのごろであります。これは補助金減額でのことなのか、あるいは観光課としてのボランティアを含めた支援不足のことであるのか、そういったことを検討されたかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 戦略会議の委員会でしっかりした方向づけの検討はということでもありますけれども、平成20年度ころから観光事業につきましては大変多くのメニューが実行され、検討され

ております。それぞれが関連性を持ち、整合性を持ってより実効性の上がるようにということが主眼であります。事務局には、県及び市、それから観光協会等が事務局をされておりますが、これがしっかり連携をとるようにということを指摘しておきました。

もう一つ、地域イベントが衰退しているように感ずるが、これは補助金減額のことなのかということですが、このことについては委員会では審査をしてはおりません。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 大方のことは理解をさせていただきました。いずれにせよ佐渡への誘客を推進し、観光産業が発展していかなければならないと私は考えます。官民一体となった佐渡観光の誘客運動は、継続してやっていくべきといつも感じておりますが、今回一般質問でも冒頭でお話をさせていただきましたが、合併して6年が経過いたしました。同僚議員もたびたび言われておりますが、合併記念の佐渡統一イベントの実施等の検討は当委員会ですれたのかどうかをお尋ねして、終わります。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

若林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 官民一体となった佐渡観光の誘致運動は継続していかなければならない、これはまことにそのように思います。今後とも一生懸命誘致運動をしていかなければならないと思っております。

合併記念の佐渡統一イベントの実施等の検討はされたかということですが、このことについては当委員会では今回は検討はいたしませんでした。

以上です。

○議長（竹内道廣君） これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の通告がありますので、中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。日本共産党を代表して、平成22年度一般会計当初予算についての反対討論を行います。

平成22年度の一般会計予算案は、昨年来の地産地消を柱とした具体的な取り組みや学校給食への米粉の導入、農業への価格補てん、そして地域資源を活用した地域づくりなど、評価できるものもないわけではありませんが、基本姿勢等について幾つかを指摘して、反対の討論といたします。

平成22年度予算は、執行部自らも認めているように、100年に1度と言われた深刻な地域経済に対応した昨年来の国の経済対策予算に基づく大型なものとなっております。昨年度と同様に3月補正予算と一体となっているものであります。420億を超えるこの大型予算をのんびり消化するのではなく、市民のためにどう有効に使うのが厳しく求められます。佐渡の市民の暮らしや雇用、地域経済は引き続き深刻であり、昨年と比べ好転したなどと言えるものでありませんから、まず第1にここに焦点を当てた市政が必要であります。また、市町村合併での7年目でいろいろ問題もあったが、合併してよくなったと言える地域づくりを市民とともに進めることは急務の課題であります。

ところが、今年度の施政方針は昨年末公表した佐渡市将来ビジョンのみを推進する体制と方針でしかありません。もちろん産業振興策も重要ですが、高齢者も多く、あらゆる世代のセーフティーネットで基本となっている福祉や保健、医療分野は大変弱いものとなっていると考えます。もちろんビジョンの農林水産業と観光の振興を図り、他産業への波及効果をつくるという点は中長期的にはよいかもしれませんが、今多くの市民が困っているのは、将来だけではなく、ことしどうなるかであります。どの分野にも言えることですが、例えば観光客をふやすというのならばきちんとした目標数値なども挙げて、そのことに必死になり、効果が出るようにすることが必要です。目標人数はと問われて、ありませんというような悠長なことでは市民の期待にこたえられません。今困っているというのが市民の実態です。必死になり、市民や地域のために頑張る姿勢が必要であります。

昨年来の緊急経済対策予算を使って地域や市民の要望にこたえ、地域経済対策につながる事業も重要であります。安全な市道整備などは、雇用人数も多くなる小規模工事を数多く発注しますが、これ自体は理にかなったものであります。しかし、公共事業だけではありませんが、現実には設計単価等の問題で適正な利益も出ないと言われるのが現在であります。そのしわ寄せが雇用、賃金に押しつけられ、地域経済の冷え込みにつながっています。公が発注する仕事でワーキングプアをつくらないためにも、少なくとも公の発注に関する基本指針などの整備が急がれます。今年度は道路の橋の点検、あるいはそれに基づく補強計画である長寿命化計画に取り組みますが、橋だけではなく、道路の安全も重要です。危険箇所の点検に基づく補強等の必要な対策と実施を計画的に行うとともに、地元業者への仕事や雇用に結びつくようにすべきと考えます。雇用の面ではコールセンター誘致事業などを進めますが、もちろん可能ならば誘致も必要です。しかし、現在佐渡にある業者を大切に雇用を守るという立場で、本来の地元業者を優先する地域内循環型経済を再構築することに足を踏み出すべきです。冷え込んでいる民需頼みの業者などへも積極的な対応策をとるべきだと考えます。

次に、合併7年目における課題について述べます。広報「さど」の3月号では21年度の市長とのミニ対話集会を報道しておりますが、市民が合併してよかったという集落はありますかと、この問いに対してあなた方は、市民への説明不足を感じます。市民の皆様の生活を守ることに力を入れていきたいと考えていますと書いてありますが、市自身がこのように言っているように、今市民の声にどう対応するのかが求められているのではないのでしょうか。ところが、施政方針ではこれまであった市民との協働という項目さえなくなっております。市民と向かい合うと厳しいこともあるでしょうが、必要な厳しいことを隠すのではなく、きっちり市民と向かい合い、対話で理解してもらう住民合意でのまちづくりが必要であります。今議会に、健康保養センターの無償譲渡ではそれぞれの地域から人口の3割に届く存続などを求める署名が市に出されましたが、いかに市民と行政のあり方が乖離しているかを示しているのではないのでしょうか。あなた方の言い分でいえば、しっかりした説明さえしておけばこのようなことは起きなかったと言っておりますが、なぜこういったことが起きたか、これは市民との距離をつくっているからではないのでしょうか。

また、あなた方は総合計画と行革計画、そしてビジョンは3本の矢で、総合計画は最上位の計画だ、このように言っております。総合計画で見るとどうでしょう。今年度は総合計画の後期計画を立てました。この計画づくりのための市民アンケートでは、きめ細かなサービスが受けにくくなったや地域間格差

が生じたと市民が感じています。ところが、市長は今議会では地域間格差はなくなってきていると、市民の認識とは正反対の見解を示しました。アンケートはビジョンにも総合計画にも反映したとの答弁でありましたが、これはこれまでの地域への説明会をもう一回ふやすとかといったレベルのものではありません。そういった意味では反映をされていません。

また、3本の矢の1つである行革の関係で指摘をしておきたいと思います。諮問機関である行革推進委員会の意見も反映をされておられません。平成21年8月21日の行革推進委員会の答申では、このように言っています。将来の佐渡市の姿が市民に見えないことから、市民は行政サービス低下、中央、辺地間の格差拡大ととらえ、不満を感じる者が多く、これらの不安を解消するためにも市民の声が届く行政を視野に入れた組織再編とその具体的な内容を市民に示す必要があると強く述べています。また、最近では11月の16日の答申、これでは附帯決議として……手法論についてはいろいろあるでしょうが、公民館は大変重要な活動だと、そして公民館活動を通し、意見を集約して市政へ提案できる制度の確立を図ること、あるいは行政と住民の意思疎通が定期的に図られるように地域審議会のあり方について見直しをしろなどと、あなた方が好きな行革推進委員会でさえ市民の声の反映が重要だと言っているにもかかわらず、新年度の施政方針、あるいは総合計画にはこの重要な点が抜けています。答弁では、行革推進委員会が必要だとしていますが、こんな扱いならこの諮問機関は要らないのではないのでしょうか。あなた方は、ビジョン、行革、総合計画の3本の矢と言いますが、今見たようにこの3本の矢はそれぞれ勝手な方向を向いており、3本ばらばらの矢でしかありません。こんなことでは力を発揮できるはずありません。

加えて言えば、市民の声の反映が今重要だというのは先ほど発表されましたが、平成の大合併を検証した3月5日の新政権の報告でも同様なことが強調されているということをつけ加えておきます。

行革計画にかかわる点では見過ごすことのできない点がありますので、言及をしておきます。昨年度の保育園の指定管理や本議会にかかっている健康保養センターの民間譲渡選定、選考について出来レースではないかなどなど、多くの市民から疑念の目が向けられています。指定管理や譲渡は、市民の重要な財産をどうするかという重要なものであります。公開による選考や選定も含めて改善すべきということを強く指摘をしておきます。

最後に、昨年の総選挙では市場原理最優先で格差をつくった政治だった自公政権が退場し、新しい政権になりました。民主党政権のこの半年間は、労働者派遣法、後期高齢者医療制度、米軍普天間基地や政治と金など、国民が変化を望んでいる肝心なめの問題で大きな後退があり、国民の失望感も出始めていますが、地方自治の面では都市部と地方の格差を財源の上でも是正をし、必要な財源を確保する方向を示しております。こういった方向にもかかわらず、自公政権時代の歳入規模で自らの予算を縛っているのも今年度の特徴であります。実態は歳入に合わせて仕事を行うという側面がありますが、自公政権時代よりも歳入を極端に低く見積もるということは、それだけ仕事をしないことにもつながります。自公政権の時代でさえ疲弊した地域への財源が配分されましたし、現政権でも同様であります。これは貯金をしろと言っているのではなく、市民の生活、雇用、地域経済のために使えというものであります。そのために創意工夫と市民の暮らしの実態に即した対応が必要であるということを強く指摘をして、反対の討論といたします。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第69号 平成22年度佐渡市一般会計予算についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議の途中でありますが、ここで10分間休憩します。

午後 3時52分 休憩

午後 4時03分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第84号 平成22年度佐渡市空港用地取得補償特別会計予算についての質疑の通告がありますので、田中文夫君の発言を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 議案第84号に対して質疑をします。

羽田便及び空港拡張問題がマスコミ等をにぎわしておりましたので、この特別会計予算審議についてはさまざまな角度から審査されたと思われるので、審査内容について質疑します。さきの臨時会において、16億円もの用地買収費を計上した本特別会計が設置されたことに対して反対した立場から、この22年度特別会計が変則的に継続されることを認めた真意をお尋ねします。特に貴委員会には、独自の空港行政論を持つ方やパブリックインボルブメントに対して熱心に主張なさった方、さきの臨時議会での反対に対して賛意を示して同じ反対の意見を持った方々等、かなり多種多様な見識を持った委員がおられますので、審議の内容について個別事項を具体的にきめ細かく配置をして質問しましたので、緻密なお答えがいただけると思います。

では、事項を読みます。1、可決した理由、あるいは引き続き異例な政治的判断を支持した理由を伺いたい。

①、特別会計を設置した効果、特に対県との関係や地権者同意の促進にどのような効果をもたらしたのか。特に反対をなさっていた方々が1割程度おったと存じておりますが、その方々に同意が得られたのかどうかを含めてどのような審査をしたかを聞きます。

②、同意地権者に対して当初県が提示した用地価格での購入を、ことしの1月に県が提示した実勢価格との差額があり、その差額を補てんするということを市は地権者に約束をしたわけですが、正式に同意をとって回ったときにどのような形でその担保といいますか、同意のときに約束手形などを発行しているのかどうか、そういったことについての確認をしたのか、お聞きします。

③、県知事の債務負担行為提案を否決し、空港拡張が先とした県議会の決定についてどのような議論がありましたか。

④、佐渡市の悲願を代弁したかに聞こえました知事に対して、不採算で費用対効果の乏しいという理由

を根拠に反対した県議会に対して、佐渡市から改めて悲願だけではない説得力のある健全航路の提案をすべしとの意見はなかったかどうか。

大きな2ですが、特別会計を維持するためだけの1,000円という形式的予算となっておりますが、22年度中に補正が組まれる予定があるのかどうか。16億は地権者に対しては約束手形であったわけですが、それが1,000円というのは空手形になったに等しいと思いますが、そういうような予算立てをした理由をどのようにただしておりますか。それをお聞きます。

3、特別会計を廃止すべしとの意見があったかどうか。報告をお聞きますと、わけのわからぬ意見がついておりますが、あの意見の真意はどのようなことですか。もっと具体的にご説明いただきたい。

第4、現佐渡空港拡張計画を断念する考え、あるいは新たに別のところに新空港を要望するといったような声があったかどうか。市長等のそのような件について問いただしをしたのかどうかをお聞きしたい。

以上。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 緻密な質問をいただきましてありがとうございます。まず大きな1番目の1から4までについては、佐渡市では既に佐渡空港の拡張整備推進を強力に推進するという団体意思がなされておりますので、したがって1から4までについては審査をしていません。

次に、大きな2番目ですが、平成21年度の決算が出ますと決算に基づきまして収支の剰余金、これを翌年度の歳入として編成するとの方針です。さきの1月の臨時会でも確認されておりますので、この予算の編成についてはその点については審査をいたしておりません。

次に、大きな3番目ですが、確かにこの予算の編成は異例であるという意見はございました。例えばその中で基金、仮称ですけれども、土地開発基金とは別に空港用地補償基金（仮称）等を設けて経理するのが適当ではないかという意見もありました。

次に、大きな4番目ですが、佐渡市は佐渡空港拡張整備の推進を県に強力に申し入れております。去る5日の県議会で知事提案の議案が否決されましたが、佐渡空港拡張整備が必要との市の判断は変更されていませんので、そのような意見はございません。また、市長の考えも確認しておりません。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 善良な委員会審査であったようなご報告ですね。すなわち、市執行部のやるぞというかけ声をまともに信用して、具体的な地権者同意の進捗状況や、そのときにどのような形での約束手形なり文書なりを交換したのかといったことも確認をしていないということですよ。であれば、今回1,000円ということであったことの意味についても、ただ単にやるぞといったことの形を取りつけるための予算立てという理解で、改めて補正を組むなどということについてのことは想定外で認めているわけですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（臼杵克身君） 補正という意味が、ちょっと私取り違えると申しわけないのですが、実は今当初予算には1,000円しか載せていない、いわゆる予算の名だけ載せておるわけです。ですから、21年度の決算で収支決算剰余金が出ますと、それを翌年度の繰越金として歳入へ計上すると。歳出はまだ同額、例えば定額の基金に繰り出すのであれば繰出金の節に歳入で組んで、それを翌年も同じことを繰り返していくということの答弁については、前回の議会のところでそれが確認されております。したがって、そこまでは踏み込んでいませんが、ただそのような状況が続けるということは本来予算の単年度主義、それから実際に予算の見積もりというのは、当年度の歳入をもって当年度の支出に充てる具体的なものがなければ本来は予算は編成すべきでないわけですから、そういう趣旨からすればいずれ後年度に発生するものであれば、先ほど申し上げましたように特別の仮称の基金等をつくって、そこに入れておけばまたその基金から直接用地補償費を出すというようなことも可能であるし、そういう意見もありましたし、また一方ではこの特別会計臨時会で認めたのだから、しばらくはこれでやらざるを得ないだろうという、こういう意見もございました。併記の部分もありますが、そういう意見もございました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） それでは、だめ押しで。形式的な予算立てにした、21年度決算で不用額で、すんと落ちるかもしれない。改めて、執行していなかったわけですから、16億円を6月なり9月なりに補正で上げてくるという可能性も否定はできない。しかし、県知事、あるいは県議会の状況の推移を見ますと、この予算そのものは市執行部が空港拡張建設について断念をしたというふうに解釈をした委員はおりますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

臼杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（臼杵克身君） そのような発言はございませんでしたが、先ほど申し上げましたように市としては一致結束して佐渡空港拡張整備を要求を県にしております。しかし、県議会では残念ながら否決されました、関連の議案が。その後、県知事等の県との具体的な件での考え方がまだまとまって出てきていないというようなことでございますので、今の段階ではそれ以上の審査はいたしておりませんが、いずれにしても2,000メートル佐渡空港拡張整備事業は必要であるという認識は、総務委員会では一致いたしております。

○議長（竹内道廣君） これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第84号 平成22年度佐渡市空港用地取得補償特別会計予算についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第29号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正す

る条例の制定について、議案第69号 平成22年度佐渡市一般会計予算について、議案第84号 平成22年度佐渡市空港用地取得補償特別会計予算について及び陳情第3号 前浜地区小中連携校開設に関する陳情を除く案件についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決または採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決、採択されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

小田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 小田純一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第13号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市後期高齢者医療に関する条例について、新潟県後期高齢者医療広域連合による関連条例の改正に伴い、平成22年度以降当分の間、普通徴収に係る保険料の暫定賦課を行わないよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、トキ交流会館の改築にあわせて、佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の全部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第15号 佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、し尿及び終末処理する浄化槽汚泥の処分について、当該処分は本来市の責務であることから、これを佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例から削除し、当該処分に係る手数料を無料とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第16号 佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成19年度から休園中の豊岡保育園を廃園とするよう、佐渡市へき地保育園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市健康保養センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第39号 財産の無償譲渡について（相川健康増進センターワイドブルーあいかわ）、議案第40号 財産の無償譲渡について（金井健康保養施設金北の里）、議案第41号 財産の無償譲渡について（新穂健康保養センター新穂潟上温泉）、議案第42号 財産の無償譲渡について（畑野温泉保養センター松泉閣）。以上5議案は、公共施設の管理運営の見直しにより、相川健康増進センターワイドブルーあいかわ、金井健康保養施設金北の里、新穂健康保養センター新穂潟上温泉及び畑野温泉保養センター松泉閣を市の施設としては廃止し、それらの建物について、平成22年4月1日をもって社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会へ無償譲渡することに伴うものであります。

なお、無償譲渡に係る主な条件は次のとおりであります。(1)、現在各施設が行っている温泉等の事業は、譲渡日から少なくとも5年間は継続しなければならない。なお、当該期間以降において、諸般の事情から運営の継続が困難となった施設については、市と協議の上、返還することができる。(2)、譲渡後3年間は、固定資産税相当額を含めた運営費補助金を市が支援する。(3)、各施設に係る土地は、市が無償貸与する。

審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第18号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成23年3月末をもって小倉保育園を廃園とするよう、佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第34号 公の施設に係る指定管理者の指定について(さわたコミュニティセンタービューさわた、佐和田大佐渡交流活性化センター)。本案は、さわたコミュニティセンタービューさわた及び佐和田大佐渡交流活性化センターの指定管理者として現行どおり社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会を指定し、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、管理を行わせるものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。平成23年度以降、本施設に指定管理者制度を適用する場合、その指定管理料は、来年度から民間運営される予定である4健康保養センターに対する市運営費補助金の算定基準以下に抑制すべきである。

議案第43号 財産の無償譲渡について(デイサービスセンター高千の里)。本案は、公共施設の管理運営の見直しによりデイサービスセンター高千の里に係る財産(土地、建物)について、平成22年4月1日をもって社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会へ無償譲渡するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第70号 平成22年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の国民健康保険特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億1,380万円と定めるものであり、これは前年度と比較して5,850万円(0.8%)の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第71号 平成22年度佐渡市老人保健特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の老人保健特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66万4,000円と定めるものであり、これは前年度と比較して763万6,000円(92.0%)の減額であります。なお、本特別会計は、後期高齢者医療制度の開始に伴い廃止された老人保健制度の経過措置として、請求が遅れている医療費の精算等について計上するものであり、平成22年度をもって終了するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第72号 平成22年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の後期高齢者医療特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,990万円と定めるものであり、これは前年度と比較して3,520万円(4.7%)の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第73号 平成22年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の介護保険特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億2,450万円と定めるものであり、これ

は前年度と比較して2億7,710万円（4.2％）の増額であります。なお、平成22年度は第4期介護保険事業計画の2年目に当たり、本予算案においては、これまでの給付動向等に基づく予算編成がなされているところであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第78号 平成22年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の歌代の里特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,660万円と定めるものであり、これは前年度と比較して360万円（0.7％）の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第79号 平成22年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市のすこやか両津特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,740万円と定めるものであり、これは前年度と比較して1,940万円（3.4％）の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第85号 平成22年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市病院事業会計の予算について、収益的収入の総額を24億444万9,000円（前年度比8,403万4,000円（3.6％）の増）、収益的支出の総額を24億9,717万1,000円（前年度比2,987万8,000円（1.2％）の減）と、資本的収入の総額を2億4,080万6,000円（前年度比4,155万円（14.7％）の減）、資本的支出の総額を3億4,858万7,000円（前年度比1,878万7,000円（5.7％）の増）とするものであります。なお、平成22年度は公立病院改革プランの2年目に当たり、本予算案においては、平成21年度に引き続き、市立病院の経営の健全化を図り、あわせて、地域医療の確保に努めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第95号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第7号）について。本予算案は、平成21年度佐渡市の国民健康保険特別会計補正予算（第7号）について、一般被保険者療養給付費に係る見込みの誤りにより、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,500万円を追加し、予算総額を73億883万8,000円とするものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。本補正予算案は、補正予算（第6号）の本会議議決からわずか6日後に追加提案されたものである。このようにずさんな事務処理に対し、厳重に注意する。

請願第1号 佐渡市健康保養センター（温泉施設）の存続等を求める請願。本請願は、中川直美議員及び中村良夫議員を紹介議員とし、「佐渡市温泉施設を愛する会」及び「温泉の存続を求める会」から提出されたものであり、次の事項について請願するものであります。

請願事項。1つ、無償譲渡対象としている4つの佐渡市健康保養センター（温泉施設）は、受け手がいない場合、廃止・休業せず市の責任で続けること。

1つ、送迎バスを含める現行のサービス維持を今後とも続けること。

1つ、福祉施策としての役割を一層発揮できるような対策を講ずること。

なお、本請願の趣旨に賛同する温泉施設の愛好者（県外を含む）の皆様から、合計7,493名の署名が市へ提出されております。

審査の結果、採択すべきものとして決定しました。また、市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

陳情第1号 相川健康増進センターワイドブルーあいかわの存続を求める陳情。本陳情は、「相泳会」（相川高校水泳部OB）及び「相川水泳同好会」を始めとする38団体から提出されたものであり、次の事項について陳情するものであります。

陳情事項。1つ、健康増進施設としてワイドブルーあいかわは今後とも存続させること。

1つ、健康増進目的とあわせ、スポーツ水泳の健全なる普及発展のためにも、併設プールを米百俵の精神で存続させること。

審査の結果、採択すべきものとして決定しました。また、市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました

陳情第2号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情。本陳情は、「カルテのない薬害C型肝炎の全員救済を求める新潟の会」から提出されたものであり、次の事項について、国会及び政府へ意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項。1、肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化をすすめ、全患者の救済策を実行すること。

2、「救済特措法」による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を救済すること。

3、集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。

4、肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策をすすめること。

5、ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。

6、医原病であるウイルス性肝炎の発症者に一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。

7、肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見、早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 質疑の通告がありませんので、これより討論に入ります。

議案第70号 佐渡市国民健康保険特別会計予算について反対討論の通告がありますので、発言を許します。

中川直美君。

〔2番 中川直美君登壇〕

○2番（中川直美君） 日本共産党の中川直美でございます。平成22年度国民健康保険特別会計予算について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

もちろん国民健康保険税が決まるのは6月、7月の本算定であり、最終的にはそこで決まるのでありますが、この3月予算の段階において値上げの方向が示されているという点で反対をするものであります。深刻な不景気の中で、暮らしも本当に深刻です。健康と命に直結をしている国民健康保険は、国民健康保

険法にあるように最低限のセーフティーネットで、本来国が責任を持つべき保険であります。ところが、この間社会保障費削減路線の中で、もともとは国保予算に占める国庫負担の割合50％ぐらいでありましたが、それが年々引き下げられ、現在は25％……佐渡市の今回の予算では22.8％ですが、にまで大きく下がっているものであります。この国の責任後退が国保加入者への保険税にはね返っているものであります。国保税が重くて大変だという悲鳴や保険料を払えず受診が遅れて死亡するなどは、多くの報道が伝えているところであります。新政権でのごとしの国保の目玉は失業者の国保料の軽減で、実態に合わせて失業者の国保税の課税所得を7割減らすというものであります。こういった流れになっているときに、大幅な値上げの方向を出すのは理にかないません。

以下、指摘をします。第1は、3月議会の予算案でもあるにもかかわらず、一般加入者1人当たり5,081円の約10％を値上げする方向であるという質疑への回答であります。先ほども言いましたが、国保税そのものは6、7月の最終確定で本算定でなるものであります。この3月議会での予算は見込み暫定の予算であります。もちろんこの4月から値上げになるものではありませんが、この暫定段階でさえ国保税を引き上げる方向、これは市民の暮らしが深刻な中で値上げ方向であり、賛成できません。現在でも所得の1割を超えている国保税がさらに値上げ方向になるものであります。値上げを抑えるには、国保会計にしか使えない国保の基金は、22年当初の段階で皆さんの資料によりますと加入者1人当たり7,058円ありますから、この基金を使えば値上げせずに済むものであります。全国の少なくとも実態では、基金も底をついて、高い国保税を抑えるために一般会計からの法定外の繰り入れを行ってきているというのが実態です。まだ佐渡市の場合は基金もあります。市民の暮らしが大変なときに1割をも値上げすべきではありませんし、基金での対応をすべきです。

加えて指摘をしておけば、国保会計には決められた一般会計からの繰り入れしか行っていないんですが、国保以外の特別会計は多額の繰り入れをしております。

国保税の限度額についても報告がありましたが、国保の運営協議会も開かず、国の決めた方向どおりに値上げすることを示されました。これは、介護分も含めると限度額現在の69万円から73万円へ引き上げとなります。低所得者層の加入が中心の国保では、これはもう限界を超えたものだということを強く指摘しておきたいと思います。市はこの間全国的に子供の保険証がないという問題が起きたときには、18歳まで救済する対応をとりましたし、新型インフルエンザの対応も含めて実質無保険状態になる資格証の交付をやめております。また、弱者を救うために国保法77条や44条への具体的対応ができるようにしてきています。これは県内でも一応誇れる内容でもあります。

市民の暮らしが深刻で大変なときに、値上げをせずに市民の暮らしと命を守るという立場で頑張るべきだということを強く指摘をして、反対の討論といたします。

○議長（竹内道廣君） 次に、賛成の討論を許します。

加賀博昭君。

〔27番 加賀博昭君登壇〕

○27番（加賀博昭君） 国保会計というのは非常に難しい。難しいことをいいことにして適当なことを言うて、さも国保税が上がるかのような、このテレビの映るところで申し上げるということは、私が黙っておれないのです。今まで共産党はいろいろのことを言うてきたのですが、確かに全国的にはいいことを言う

ておることはあるのです。しかし、今聞いたとおり、わからぬでしょう、言うておることが何を言うておるか。私は、極めて具体的に国保税上がりませんよということを市民に申し上げて納得していただきたいと思うのです。

国民健康保険税でいえば、対前年 1 億 3,031 万 2,000 円上がりますよと、こう書いてある。ところが、21 年度の基金を見ますと、1 億 8,971 万 7,000 円あるのです。これそっくりとってあるのです。さらに、これがまたまやかしの数字を並べておる。対前年比基金繰入額は 5,000 万減らしておる。そっくりあるのです。それから、繰入金というやつがある。7,377 万 1,000 円、これもそっくりある。さらに、理屈の合わぬことが書いてある。高額医療費共同事業、高額療養費というのは 1 カ月のお医者さんにかかる費用が一定の金額まで上がると、高額療養費といってそれ以上払わぬでもいいというやつ、それが何と 7,768 万 3,000 円下がっておる。財政調整交付金、これが 4,968 万 2,000 円下がっておる。こんなばかなことがあって国保税が上がるわけではない。8 月本算定では間違いなくこの辺の数字が調整されまして、全然上がりません。論より証拠、8 月の本算定を見ていただきたいと思うのです。まだまだ繰越金が出てまいります。国保の神さんの加賀博昭が言うておるのだから信用していただきたい、このように申し上げて市民の皆さん、何にもご心配は要りません。こういうことで、この国保特別会計について賛成の討論をいたします。

付言をしておきます。事務当局、今私が指摘したところに皆さんの技術の未熟によって下らぬ数字を出しておるといふ面もあるのです。これは、今後 8 月本算定へ向けてこういうことのないようにしっかり取り組んでもらいたいということを最後に申し上げて、市長、あなた居眠りしておらぬでしっかり聞いてください。申し上げて、私の賛成討論終わります。ありがとうございました。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第 70 号 佐渡市国民健康保険特別会計予算についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号 平成 22 年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についてに対する反対討論の通告がありますので、中川直美君の発言を許します。

中川直美君。

〔2 番 中川直美君登壇〕

○2 番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。平成 22 年度後期高齢者医療制度への当初予算についての反対討論を行います。

この予算は、これまで自公政権でつくられた後期高齢者医療制度に伴うもので、直接的には市の責任ではありませんが、国民の多くが廃止を求めているという現時点に立って政治姿勢の点で反対をいたしたいと思います。高齢者を 75 歳という線で線引きをして医療内容も含めて差別をする後期高齢者医療制度は、高齢者医療の切り捨ての制度で、高齢者の多い佐渡としては極めて重要な問題であります。2008 年 4 月か

らスタート以来、高齢者を差別する世界に例を見ない制度として国民の怒りが全国に広がり、多くの国民が廃止を願っているものであります。この制度発足直後の08年の6月には参議院で廃止法案が可決をされ、その後の09年の8月の総選挙では大きな争点となり、廃止への国民の期待が大きく政治を動かしましたが、新政権では後期高齢者医療制度の廃止を実質先送りしようとしております。北海道の岩見沢ではこの1月に広域連合が開いた住民説明会に会場いっぱいが高齢者が集まり、民主党政権になったが、廃止されず、負担は重くなるばかりなど廃止を求める意見が次々に出されたと報道されております。高野市長は、後期高齢者医療制度についてそのときの政権の態度に従うといった悠長なもので先送りを容認をしておりますが、高齢者を始めとする多くの市民の声とこれは反します。地方からもこういった制度はやめるべきだとの声を上げるべきであります。神戸市では保険料滞納を理由に高齢者に催告書を送りつけていることが起こっていますし、保険証の有効期間が短い短期証の発行は全国で2万8,000にもなっていると報道されております。保険料の滞納に伴う保険証の取り上げについては、今議会で初めて高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれないよう原則行わないとの姿勢を示しましたが、これは評価しますが、高齢者の多い佐渡市では当然のことであります。

加えて指摘をしておけば、今年度から高齢者の人口増、給付増に応じて保険料がはね上がる自動値上げの仕組みもスタートしますから、こんな制度を残しておくことは高齢者の医療を脅かし、負担増を助長するものだけになります。このことを強く指摘をして、反対の討論とします。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第72号 平成22年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、陳情第1号 相川健康増進センターワイドブルーあいかわの存続を求める陳情についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり採択されました。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第70号 平成22年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、議案第72号 平成22年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について及び陳情第1号 相川健康増進センターワイドブルーあいかわの存続を求める陳情についてを除く案件について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決または採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決、採択されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

若林産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 若林直樹君登壇〕

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 委員会審査報告。

本委員会付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第19号 佐渡市広域農村活性化センターの設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、金井健康保養施設金北の里の譲渡に伴い、佐渡市中興資源活性化センターの設置及び管理に関する条例を改正することにあわせ、同じ設置目的、利用形態である佐和田大佐渡交流活性化センターの設置及び管理に関する条例と整理、統合を図るため、新たに本条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 佐渡市真野農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、真野農林漁業体験実習館潮津の里、小木特産品開発センター及び畑野農村休憩施設の3施設を廃止し、民間譲渡するため各条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 佐渡市佐和田森林公園の設置及び管理に関する条例の制定について。本案は、佐和田森林公園について、効率的な管理運営を行うため本条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 佐渡市羽茂温泉保養館の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例の制定について。本案は、公共施設の管理運営の見直しにより、羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡、高齢者生産活動施設羽茂だんらんの家、羽茂森林総合利用休養館ウッドパレス妹背、羽茂ふるさと資源活用施設ボアール妹背、小木ダイビングセンター及び赤泊ふるさと会館の6施設を廃止するため、各条例を廃止するのであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第23号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県漁港管理条例の一部改正に伴い、漁港施設占用料を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第24号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、老朽化が著しい市営住宅の用途を廃止するとともに、野高屋住宅建設工事の竣工に伴い、同住宅の駐車場の管理を開始するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第25号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新たな水道加入に伴う水量不足を補うため、金井地区上水道と金井東部簡易水道の統合整備事業を実施することに伴い、給水区域、給水人口及び1日の最大給水量が変更となることから、本条例の一部を改正する

ものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第26号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成22年度から簡易水道再編推進事業により、西三川簡易水道と真野南部簡易水道を統合し、水道事業の変更認可を受けるため、また、前浜簡易水道及び両津北部簡易水道における起債償還額の変更に伴い、水道料金を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第32号 新たに生じた土地の確認について（野浦地内）、議案第33号 字の変更について（野浦地内）。以上2議案は、新潟県が道路改良事業により施工した海岸護岸用地及び道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工許可を得たので、地方自治法の規定により新たに生じた土地の確認並びに字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）、議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊自然休養村管理センター）、議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）、議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について（交流センター白雲台）。以上4議案は、それぞれの施設について、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき選定した団体を、指定管理者として指定するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第44号 財産の無償譲渡について（真野農林漁業体験実習館潮津の里）、議案第45号 財産の無償譲渡について（小木特産品開発センター）、議案第46号 財産の無償譲渡について（小木ダイビングセンター）、議案第47号 財産の無償譲渡について（羽茂温泉保養館クアテルメ佐渡ほか）。以上4議案は、公共施設の管理運営の見直し等により、それぞれ市の施設としては廃止し、建物について平成22年4月1日をもって無償譲渡するものであります。

なお、無償譲渡に係る主な条件は次のとおりであります。1、現在各施設が行っている事業は、譲渡の日から少なくとも5年間は継続しなければならない。なお、当該期間以降において、やむを得ない事情により譲渡物件の管理ができなくなった施設については、市と協議の上、返還することができる。2、譲渡後初年度に係る諸税及び譲渡後3年間の固定資産税相当額を含めた運営費補助金を市が支援する。3、各施設に係る土地は、市が無償貸与する。

審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。譲渡を受ける団体に市が出資している場合は、速やかにその持ち分を処分し、経営等に直接関与しないようにすること。

議案第54号 市道路線の認定について。本案は、道路新設改良工事における市道認定及び、主要地方道佐渡一周線バイパス工事に伴う県道再編により、現在の県道部分を市道として認定するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第55号 市道路線の変更について。本案は、道路改良舗装工事により、市道の路線変更を行うため、

道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第56号 市道路線の廃止について。本案は、金井小学校移転に伴う市道の廃止及び一般交通の用に供する必要がなくなったと認められる市道路線を廃止するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第74号 平成22年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の簡易水道特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,660万円と定めるものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料4億1,247万1,000円、国庫支出金4億385万2,000円、繰入金6億2,758万9,000円、市債2億5,420万円などで、歳出の主なものは、施設の維持管理費2億3,081万4,000円、建設改良費の9億8,928万8,000円、公債費3億8,587万2,000円などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第75号 平成22年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の下水道特別会計の予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億9,780万円と定めるものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料6億1,727万2,000円、国庫支出金6億7,500万円、県支出金840万4,000円、繰入金15億2,610万7,000円、市債7億1,230万円などで、歳出の主なものは、下水道費で22億6,658万1,000円、公債費13億8,298万7,000円などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第86号 平成22年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、平成22年度佐渡市の水道事業会計の予算を定めるもので、収益的収入及び支出について、収入の予定額を10億9,574万2,000円、支出の予定額を10億9,175万2,000円とし、資本的収入及び支出については、収入の予定額を11億2,563万9,000円、支出の予定額を15億3,843万6,000円とするものであります。主な内容としては、相川浄水場建設事業、藤巻第2配水池改修事業、国庫補助事業による両津、新穂、真野地区の老朽管更新事業、全地区において配水管敷設替え事業のほか、水道施設、管路、給水装置の情報を明確にするため水道施設管理システム整備事業を実施するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第90号 佐渡市誘致校奨学金貸与条例の制定について。本案は、佐渡市における誘致校に在学し、修学意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対して奨学金を貸与するため、本条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

継続審査中の平成21年請願第8号 E P A・F T A推進路線の見直しを求め、日米F T Aの推進に反対する請願について。本請願は、世界の食料需給が逼迫した状況のもと、日豪、日米のE P A・F T A締結が、日本農業に壊滅的打撃をもたらし、世界的な食糧問題の解決にも逆行するものであることから、これまでのE P A・F T A推進路線を見直すとともに、アメリカとのF T A交渉は行わず、日本の食料自給率を高める政策を推進するよう、関係機関に意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第2号 土地改良事業予算の確保を求める請願について。本請願は、国民に安心で安全な食料を安定的に供給するだけでなく、環境、国土保全等の多面的機能の発揮を通じて、国民の生活や地域社会の健全な発展に寄与するため、次の事項が実現されるよう、関係機関に意見書の提出を求めるものであります。

1、農業現場の実情を十分に踏まえ、食料自給率の向上や農業・農村に与える影響を十分に考慮し、土地改良事業の予算を確保すること。

2、土地改良事業の廃止や補助金削減を進める場合は、地方の裁量権を尊重した財源措置をすること。
審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 行財政改革特別委員会最終報告

○議長（竹内道廣君） 日程第2、行財政改革特別委員会に付託した案件についてを議題といたします。

佐渡市議会会議規則第102条の規定により、田中行財政改革特別委員長の報告を求めます。

田中行財政改革特別委員長。

〔行財政改革特別委員長 田中文夫君登壇〕

○行財政改革特別委員長（田中文夫君） 委員会調査報告。

本委員会に付託の事件は、調査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告する。

本委員会は、市の行政組織及び市有財産管理に関することを付託事項とし、平成21年3月の第2回定例市議会において議員発議により設置された。

これまでの間、計21回の委員会を開催し、付託事項に加えて本市の行政運営における重要課題等について審議した。その中でも、喫緊の課題等について次のとおり執行部に提言した。

（1）、公共事業等に係る予算の適正な執行について。未曾有の経済危機に対応するための緊急経済対策関連事業が予算化されたが、その予算執行が第2四半期以降に延べ送りされていることにかんがみ、緊急を要する事業発注に対応するための組織体制づくり並びに通常時においても第1四半期に予算執行の空白が集中しないよう適切な組織改革、財政執行に努めること。（平成21年4月24日提言）

結果、平成21年5月1日から7月31日までの3カ月間、期間限定ではあるが事業発注に係る組織強化が行われた。

（2）、行政改革課の権限強化について。本市組織機構における行政改革課の位置づけは、総務部内の一課にすぎず、本市における喫緊の課題である行政改革を所管する部署としての権能を十分に発揮できるものとは言いがたい。よって、調整能力、指揮命令件が付与されるよう市長直属の部署とすること。（平成21年6月29日提言）

結果、当面の間、副市長の指揮命令下となる。

（3）、保育園統合計画について。統合計画の進捗状況に遅滞が生じている。また、本委員会に示され

た実施計画に民営化方針が欠落している。よって、統合計画の前倒しを図ること並びに民営化方針を早期に作成し、公表すること。(平成21年6月29日提言)

結果、所管課は佐渡市保育園民営化基本指針(案)を平成21年12月25日に公表し、同日から平成22年1月22日までの間、市民意見を募集した。

(4)、財政計画について。交付税一本算定時における本市の財政計画がいまだ示されていない。今後10年間の財政計画を早期に作成し、公表すること。(平成21年6月29日提言)

結果、平成21年12月に財政計画を含む佐渡市将来ビジョンが公表された。

次に、本委員会が最重要課題と定めた2つの事項について調査結果を報告する。

平成16年3月、一島一市の大合併による佐渡市が発足して6年、既に合併特例期間の半ばを経過した。「合併は最大の行財政改革である」と言われるが、本市はいまだ健全な財政力を保持し、適切な行政サービスが展開できる自治体になり得ていない。

さて、合併特例期後半、そして激変緩和を経た10年後は、本来あるべき姿の佐渡市が実現されねばならない。本委員会としては大胆な行財政改革を断行しない限り、本市の将来は財政再建団体に陥る可能性が高いことを指摘し、次なる提言の実行を求めるものである。

1、人件費縮減と人員削減について。

(1)、人件費縮減について。本市の財政状況(各年決算ベースによる)は、経常収支比率で平成19年90.9%、平成20年85.5%と健全化指標75~80%を上回っており、財政は弾力性を失って硬直化している。今後は、経常的経費は経常的収入をもって充てるという基本に立ち返る必要がある。逸脱の原因を性質別歳出で見ると、義務的経費が歳出の半分弱(平成19年44.1%、平成20年45.3%)であり、そのうち人件費は、平成19年47.5%、平成20年44.0%を占めている。人件費は金額的に(平成19年93億9,813万円、平成20年87億1,538万円)減少傾向ではあるが、歳出に占めるその割合に変化はない(平成19年21.0%、平成20年20.0%)。人件費比率を抑制するには、平均給与の引き下げ、あるいは職員数の削減、または両者ともに低減し、少なくとも義務的経費に占める割合を40%以下に保つ必要がある。ちなみに、本市職員の平均給与は類似団体との比較では下位(別添資料ナンバー1・2)にあることから、まずは、人員削減、次いで平均給与を引き下げるべきである。

(2)、人員削減について。本市の職員数は、本市の地理的広域性等、特殊事情を考慮しても類似団体の中では突出して多い。職員数増の要因は、旧10カ市町村の不適正な管理及び合併時に一部事務組合職員を引き継いだことにある。合併に踏み切る決断の有力な根拠として、広域性を所与のものとして市町村の境界を越えた経済的・社会的活動の展開及び交流が佐渡全体で実態化していることが挙げられていた。したがって、合併により市町村の壁を取り払うことが、佐渡全体の活性化をより促進し、行政の合理化・効率化を実現する最良の方途であるとの判断を引き継いで、さらなる市民活動の活発化と行政のスリム化に取り組むことこそ肝要である。職員数を大幅に削減し、少数精鋭主義で行政効果を高めることこそ、合併の意を体現することとなる。

(3)、人件費縮減と人員削減の目安。平成21年12月に策定された10年後の佐渡市を見据えた「佐渡市将来ビジョン」を参考に、本委員会の考え方を示す。

①、人件費は、市税収入に見合った額を目標に縮減を進めること。平成31年度のあるべき姿として市税

収入50億円、人件費54億円と設定していることから人件費は54億円から50億円以下に縮減すること（義務的経費における縮減後の人件費比率36.9%）。

②、本市における10年後の人口推計値（5万2,350人）と同様の人口規模で市政を展開している類似団体の職員数平均値は、一般行政・教育部門の計371人（別添資料ナンバー2）「佐渡市将来ビジョン」では、507人となっている。広域性を多少考慮してもさらに約100人は削減すべきである。人口1,000人当たりの職員数は、あるべき姿では7.77人、同人口規模の類似団体平均値では7.07人となります。

③、人員削減の計画的遂行のため、職員定数削減の年次計画を盛り込んだ条例改正を行うこと。

④、人員削減を実施してもなお、人件費縮減が達成されない場合は、職員平均給与の引き下げが必要である。今後においては毎年、市内の民間給与の実態把握に努め、地域情勢に適応した給与水準とすること。

2、「公の施設」の適正配置と統廃合。

「公の施設」は、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するために、快適で利便性のある行政サービスを提供しなければならない。したがって、市民ニーズや利用実態等を的確に把握し、設置、運営、廃止について責任を持って対処することが必要である。しかるに、合併によって、施設の重複化や遊休化、老朽化あるいは顕著な不採算、効率性の欠如によって整理、統廃合が必要と認められる施設が多数放置されている。行財政改革の観点から、民間活力や経営ノウハウを導入した「経費節減とサービス拡充」の視点を持って整理、統廃合の実行を強く求める。

（1）、「公の施設」の仕分け。

①、行政が保有すべきもの（直営か指定管理）と適正数配置。市場原理になじまず、「公の施設」本来の役割を果たすため、地域性、利用度等を勘案して、適正数を配置すべきである。統廃合に当たっては、旧市町村域にこだわらず、効率的な利用圏域を設定して臨むこと。また、指定管理に当たっては専門性を重視すること。適正数については、参考までに本市における5年後の人口推計値（5万7,372人）と同様の人口規模で市政を展開している類似団体の施設保有状況を示す（別添資料ナンバー3）。該当施設例、公認スポーツ施設、ごみ処理施設、公営住宅等、防火防災施設。

②、官民が分担して保有すべきもの（官民のバランスを考慮して民間譲渡等）。行政が独占すべきではないが、費用、サービス等のシビルミニマムの設定が不可欠なもの。官民のバランスに配慮し、専門事業者等があれば施設の貸与、譲渡を進めること。該当施設例、保育園、学童保育、母子寮、老人ホーム、斎場。

③、行政が保有する必要はないが、一定の市民ニーズが認められるため、用途目的を指定して民間、利用団体に譲渡すべきもの（廃止して民間譲渡、ないしは補助）。該当施設例、温泉、未公認スポーツ施設、集会施設、バス停など。

（2）、特化して審査した施設。

①、各常任委員会付託分（別添資料ナンバー4）。

②、保育園（幼稚園）、小中学校（別添資料ナンバー5）。

（3）、補助金適法化適用施設の扱い。

国、県の補助金を用いて建設、維持している施設については、事前の許認可なしに施設用途の変更や民間譲渡等が行えない。あえて行う場合は補助金返還等の責めを負わねばならない。しかし、総務省は各省

庁に対し、国庫補助事業等に係る財産処分について、補助金適化法に基づき各省庁における承認手続の簡素化、弾力化する措置について通達をしている。したがって、補助金適化法の制約を受ける施設については、国、県と十分な事前協議を行うこと。また、廃止・民間譲渡する場合の補助金返還額と保有する場合の維持管理費等経費の比較精査の上、負担軽減となる方途の選択をすること。

最後に行財政改革は、行政の永遠の課題である。時宜に即して的確にたゆみなく取り組まねばならない。その意味で、議会にとっても「批判と監視」を怠るわけにはいかない。行財政改革の目的は行政と一にしても議会の立場は推進に聖域を設けずスピードを高めることにある。特に保育園・小中学校統合などについては計画どおりに進んでいるとは言いがたい。次年度から改定された「行革大綱」が実施されるが、議会には程度と速度について、逐次点検と見直しを迫る責務がある。市民生活の多様化に伴い、市民の自治への意欲と見識は高まっていく。行政、議会ともども市民の負託を真摯に受けとめ、市民への情報公開、説明責任に努める必要がある。特に、今後10年間は合併の成否をかけた行財政改革断行の重要な時期であるだけに、公開審査等も視野に入れた透明性、公開性の実現を課題として掲げておく。

以上をもって、本委員会の所期の目的、役割は達成されたので調査を終了する。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入りますが、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りします。行財政改革特別委員会については、本日をもって廃止することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 異議なしと認めます。

よって、行財政改革特別委員会は本日をもって廃止することに決しました。

日程第3 発議案第2号

○議長（竹内道廣君） 日程第3、発議案第2号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金光英晴君。

〔19番 金光英晴君登壇〕

○19番（金光英晴君）

発議案第2号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月24日

提出者	佐渡市議会議員	金 光 英 晴
賛成者	〃	村 川 四 郎
	〃	中 川 直 美
	〃	金 田 淳 一
	〃	廣 瀬 擁

” 小 杉 邦 男
 ” 田 中 文 夫
 ” 根 岸 勇 雄

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第2条の表所管の欄を次のように改める。

所管
議会事務局、総務課、総合政策課、行政改革課、島づくり推進課、世界遺産推進課、財務課、地域振興課、交通政策課、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び消防本部の所管に属する事項並びに一般会計予算に関する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項
市民生活課、税務課、環境対策課、社会福祉課、高齢福祉課、両津病院、相川病院及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
農林水産課、観光商工課、建設課、上下水道課及び農業委員会の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐渡市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員であるものは、それぞれこの条例による改正後の佐渡市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は旧条例による常任委員会の委員の残任期間とする。
- この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付託されたものとみなす。

内容についてご説明申し上げます。本案は、平成22年度から市長部局において部制を廃止し、課制へ移行することに伴い、佐渡市行政組織条例が制定されたことを受け、常任委員会に係る所管を変更するため本条例を改正するものであります。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第3号

○議長（竹内道廣君） 日程第4、発議案第3号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小田純一君。

〔8番 小田純一君登壇〕

○8番（小田純一君）

発議案第3号

350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月24日

提出者	佐渡市議会議員	小	田	純	一
賛成者	〃	廣	瀬	擁	
	〃	小	杉	邦	男
	〃	田	中	文	夫
	〃	佐	藤	孝	
	〃	金	光	英	晴
	〃	金	子	克	己
	〃	根	岸	勇	雄
	〃	加	賀	博	昭

350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

わが国におけるB型、C型肝炎感染者数は推計350万人に拡大しており、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針、筒の使い回しなどの医療行為による感染で、国の責任による医原病とされる。

肝炎患者のうち、カルテなどで証明できた薬害C型肝炎被害者にのみ、裁判手続きを経て国が給付金を支払う「薬害肝炎被害者救済特別措置法（以下「救済特措法」）」が平成20年1月に制定されたが、C型肝炎患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するため、気付いたときにはカルテの保存義務の5年が経過しており、ほとんどの患者はカルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、救済特措法の対象から除外されている。

また、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断が下され、国の責任が確定しているにもかかわらず、今なお係争が続いている。

以上のようなB型、C型肝炎感染の経緯を踏まえて、国内最大の感染症被害をもたらしたことに對する

国の責務が明記された肝炎対策基本法が、平成21年11月に制定されたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなければ、患者の救済は進まない。

よって、国会及び政府においては、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

記

- 1 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化をすすめ、全患者の救済策を実行すること。
- 2 「救済特措法」による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を救済すること。
- 3 集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。
- 4 肝底護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策をすすめること。
- 5 ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。
- 6 医原病であるウイルス性肝炎の発症者に一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
- 7 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見、早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皆様方の賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第4号

○議長（竹内道廣君） 日程第5、発議案第4号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

若林直樹君。

〔14番 若林直樹君登壇〕

○14番（若林直樹君）

発議案第4号

土地改良事業予算の確保を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月24日

提出者	佐渡市議会議員	若	林	直	樹
賛成者	〃	中	川	隆	一
	〃	松	本	正	勝
	〃	中	村	剛	一
	〃	中	村	良	夫
	〃	金	子	健	治
	〃	村	川	四	郎
	〃	猪	股	文	彦
	〃	川	上	龍	一

土地改良事業予算の確保を求める意見書

農業・農村は、国民に安全で安心な食料を安定的に供給するだけでなく、環境、国土保全等の多面的機能の発揮を通じて、国民の生活や地域社会の健全な発展に大きく寄与しており、今後ともこれらの機能を持続的に発揮していくことが重要である。

本市では、これまで厳しい財政事情の中、農業を支える基本はその基盤にあると考え、農地と土地改良施設の整備に積極的に取り組んできた。

しかし、持続的に農業を維持発展させるためには、農地の利用集積、規模拡大による担い手農家等の育成確保、農業経営体の確保や、食料自給率向上に向けた畑作物の導入、耕作放棄地の解消等を図る農業生産基盤の整備が一層必要とされている。

特に、中山間地域においては、高齢化の進行や農地の未整備で生産条件が不利なことから、耕作されない農地が増加しており、耕作放棄地対策が急務となっている。

また、管内の農業生産を支える用排水路等の土地改良施設は、昭和中期から後期にかけて多くが築造され、老朽化により更新時期を迎えている。今後の地域農業の持続的発展に向け、施設の適正な維持管理と計画的な更新整備がますます重要となっている。

よって、国会並びに政府においては、農村環境の維持、多面的な機能を有する農村地域の再生及び食料自給率の向上を図るため、次の事項が実現されるよう強く求める。

記

- 1 農業現場の実情を十分に踏まえ、食料自給率の向上や農業・農村に与える影響を十分に考慮し、土地改良事業の予算を確保すること。
- 2 土地改良事業の廃止や補助金削減を進める場合は、地方の裁量権を尊重した財源措置をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第5号

○議長（竹内道廣君） 日程第6、発議案第5号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔18番 佐藤 孝君登壇〕

○18番（佐藤 孝君）

発議案第5号

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月24日

提出者	佐渡市議会議員	佐藤 孝
	〃	金光 英晴
	〃	猪股 文彦
	〃	近藤 和義
	〃	中川 直美
	〃	小杉 邦男

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書

昨年4月のオバマ米国大統領の「核兵器のない世界」に向けた演説以降、米国とロシアとの第一次戦略兵器削減条約（START I）の後継条約の交渉開始、核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳級会合における全会一致での決議の採択、同会合での鳩山総理の核兵器廃絶の先頭に立つとの決意表明、我が国が米国などと共同提案した核軍縮決議案の国連総会における圧倒的多数での採択など、核兵器廃絶に向けた世界的な流れは加速している。

こうした歴史的な流れをさらに確実なものとし、核兵器廃絶を早期に実現するためには、明確な期限を定めて核保有国を始め各国政府が核兵器廃絶に取り組む必要がある。

このため、広島・長崎両市と世界の3,396都市が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が2010年のNPT再検討会議で採択されることを目指している。

よって、国会及び政府においては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において同議定書を議題として提案するとともに、その採択に向け、核保有国を始めとする各国政府に働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第6号

○議長（竹内道廣君） 日程第7、発議案第6号 意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

若林直樹君。

〔14番 若林直樹君登壇〕

○14番（若林直樹君）

発議案第6号

EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する意見
書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月24日

提出者	佐渡市議会議員	若林直樹
賛成者	〃	中川隆一
	〃	松本正勝
	〃	中村剛一
	〃	中村良夫
	〃	金子健治
	〃	村川四郎
	〃	猪股文彦
	〃	川上龍一

EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する意見
書

FAO（国連食糧農業機関）は先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、「金融危機が途上国を含む多くの国の農業に悪影響を及ぼし、食糧危機は、今後ますます深まる恐れがある」と警告している。農林水産省も、「世界の食料は、穀物等の在庫水準が低く需要がひっ迫した状態が継続する。食料価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析している。

現に、昨年の大暴騰以降、一時下落傾向にあった穀物の国際相場が再高騰の流れにあり、世界の食糧需給は依然としてひっ迫した状況にある。

このような情勢のもとでの日豪、日米のEPA・FTA締結は、日本農業に壊滅的打撃をもたらし、安全で安心な国内産の食糧を求める国民の願いにそむくばかりでなく、世界的な食糧問題の解決にも逆行するものである。特に日米FTA締結の相手国のねらいは農産物の関税を撤廃することであり、一旦交渉が

始まれば取り返しのつかない事態を招くことが懸念される。

今、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧需給に正面から向き合い、40％程度に過ぎない日本の食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことである。

よって、国会並びに政府においては、これまでのE P A・F T A推進路線を見直すとともに、アメリカとのF T A交渉は行わず、日本の食料自給率を高める政策を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご賛同のほどお願いいたします。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議案第7号

○議長（竹内道廣君） 日程第8、発議案第7号 意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

臼杵克身君。

〔4番 臼杵克身君登壇〕

○4番（臼杵克身君）

発議案第7号

所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月24日

提出者	佐渡市議会議員	臼 杵 克 身
賛成者	〃	金 田 淳 一
	〃	中 川 直 美
	〃	浜 田 政 敏
	〃	大 桃 一 浩
	〃	岩 崎 隆 寿
	〃	本 間 千佳子
	〃	近 藤 和 義
	〃	祝 優 雄

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事し

たとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にもまったく自立できない状況となっている。家業を手伝いたくても手伝わないことが、後継者不足に拍車をかけている。

税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができるが、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。

ドイツ・フランス・アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」としている中、大きな見直しを求める声も出ている。税法上も、民法、労働法や社会保障上においても家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条の廃止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方自治法第99条の規定により、所得税法第56条の廃止を求める意見書を関係機関に送付をしたいというものであります。ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹内道廣君) お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹内道廣君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議案第8号

○議長(竹内道廣君) 日程第9、発議案第8号 意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐藤孝君。

〔18番 佐藤 孝君登壇〕

○18番(佐藤 孝君)

発議案第8号

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年3月24日

提出者	佐渡市議会議員	佐藤 孝
	〃	金光 英 晴
	〃	猪股 文 彦
	〃	祝 優 雄
	〃	近藤 和 義

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

我が国には、永住権を持つ外国人が91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば、

永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。もしも永住外国人に参政権が付与された場合、外国人の構成比率が高い自治体、中でも人口の少ない市町村にあっては、首長や議員の選挙に憂慮すべき影響力を持つこととなる。

日本国憲法第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ない。

また、先進8カ国（G8）を見ても、ロシアを除く7カ国は、国として永住外国人に地方参政権を付与していない。

一方、国籍法は、第4条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものとする。

よって、国会及び政府においては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内道廣君） お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第87号

○議長（竹内道廣君） 日程第10、議案第87号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、人権擁護委員候補者の推薦についてご提案申し上げます。

本案は、佐渡市の人権擁護委員の本間春子氏の任期が平成22年6月30日をもって満了となり、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第87号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意するこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第 1 1 議案第 8 8 号

○議長（竹内道廣君） 日程第11、議案第88号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第88号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任について。本案は、佐渡市五十里財産区管理委員のうち、第6区、西野集落選出委員の辞職に伴い、その後任委員として本間義之氏を選任することについて、佐渡市五十里財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、任期は残任期間の平成24年6月30日までであります。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第88号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第 1 2 議案第 8 9 号

○議長（竹内道廣君） 日程第12、議案第89号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第89号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任について。本案は、佐渡市新畑野財産区管理委員のうち、第2区、栗野江、坊ヶ浦集落選出委員の辞職に伴い、その後任委員として計良一馬氏を選任することについて、佐渡市新畑野財産区管理会条例第3条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、任期は残任期間の平成25年3月28日までであります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第89号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第13 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（竹内道廣君） 日程第13、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から目下委員会において審査中の事件につき、佐渡市議会会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第14 議員の派遣

○議長（竹内道廣君） 日程第14、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。平成22年度中に、議員の識見を高め、資質を向上させ、ひいては住民福祉の増進に寄与するための先進地視察研修を原則として各常任委員会単位で行うこととし、研修の目的、視察先、参加人員、日程、その他の必要な事項については、当該委員会等において協議、決定の上、議長許可のもとに実施すること並びに議会の審査、調査等のために必要と認めるときは、議長は議会運営委員会の協議を経て議員を派遣することができるものとし、議員派遣の具体的な事項に関しては変更も含め、議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、ただいまの議長宣告のとおりと決しました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） このたび地方自治法第100条第13項による議員の調査行動について予算化されておるわけでございますけれども、これはあらかじめ議決をしておく必要があると思われるので、ただいまの議長の発言でそれが包括されておるかどうか、改めて確認をいたします。もしそうでなければ、改めて議決方をお願いします。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 包括されておると解してください。そうご理解をお願いします。

○議長（竹内道廣君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、平成22年第2回市議会定例会閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

今定例会に提案しました各種重要案件につきましては、慎重なご審議をいただきまして、議決をいただき、厚く御礼申し上げます。この中で、議案第29号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてはご賛同を得られませんが、まことに残念でございます。しかし、今後地元の理解を得るべく積極的に協議を進めてまいりたいというふうを考えております。

さて、施政方針においても所信の一端を述べさせていただきましたが、22年度は将来ビジョン元年であります。佐渡市将来ビジョンに基づき、歳出・歳入改革と成長力強化戦略を柱に市の将来像づくりのスタートの年として、その実現に向けた予算措置をさせていただきました。長引く経済不況の中で、雇用不安など厳しい状況から脱却を図るためにも、22年度予算を速やかにかつ効果的に執行し、さきにご議決いただいた補正予算との相乗効果による経済連鎖につなげていきたいというふうに考えております。

また、22年度は組織を再編成いたします。政策立案調整機能を強化し、市民のニーズに素早く柔軟に対応できるためでございます。

今議会では、空港対策、雇用対策、新農業政策等喫緊の課題について多くのご意見、ご提案をいただきました。殊に空港対策については、県議会における関係議案の否決という事態でございましたが、離島空港として必要な2,000メートル滑走路の実現に向けて引き続き努力を重ねてまいります。また、新政権による国の22年度予算が示され、農業政策における戸別所得補償モデル事業等新たな展開も見られます。本市においても、佐渡版所得補償制度の新設を行ったところでありますが、今後も県や国政の動向を注視し、施政方針でお示した柱に沿って佐渡の実情に即した事業展開を行ってまいります。

議員の皆様方におかれましては、ますますのご活躍をお願い申し上げるとともに、絶大なる協力をお願いし、閉会に当たってのごあいさつといたします。

○議長（竹内道廣君） 以上で会議を閉じます。

平成22年第2回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 5時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年3月24日

議 長 竹 内 道 廣

署 名 議 員 中 川 隆 一

署 名 議 員 岩 崎 隆 寿